

令和3年2月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

第 1 号

(2月16日)

令和3年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和3年2月16日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
福 西 博	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
池 本 篤 史	施設課長

3 職務のため議場に出席した職員

別 所 尚 紀 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 1 号	ごみ中継施設更新工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第 2 号	令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 6 議案第 3 号	令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 7	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 7

午前 10 時 00 分 開会

○松峯 茂議長 皆さん、おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本日の議会に、総務課及び議会事務局から写真撮影の申出がありましたので、議長においてこれを許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のさらなる対応として、一定の間隔が確保できない 2 人掛けの机には、飛沫防止対策にパーテーションを設置しております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立をいたしました。

これより令和 3 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、去る令和 2 年 12 月 19 日、構成市町の長による互選により、新たに管理者に選任されました松村管理者から就任の挨拶の申出がありますので、これを受けることにいたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。

城南衛生管理組合の管理者に就任いたしました、宇治市長の松村でございます。議長のお許しをいただき、組合議会におきまして、管理者就任のご挨拶をさせていただく機会を頂戴いたしましたことに厚くお礼を申し上げます。

私は、去る12月6日に実施されました宇治市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご信任を賜り、19日をもって第19代の宇治市長に就任いたしました。また、同日開催されました構成市町の長の会議において、互選による指名をいただきまして、本組合の管理者に就任させていただきました。

私は、京都府の健康福祉部長として、府民の健康と福祉を守る仕事に携わってまいりましたが、城南衛生管理組合の仕事は、住民の日々の生活と密接に関わる健康福祉の仕事と同様に、非常に重要な業務であると考えております。今回、管内3市3町、36万人余りの環境行政の一翼を担います組合の管理者として、責任の重さを考えますと、改めて身の引き締まる思いでございます。

組合では、これまで、安心安全な工場運営を基本に捉え、クリーンパーク折居の竣工など、次の世代に向けた着実な施設整備を行ってこられましたが、引き続き、管内住民の皆様の生活環境向上のため、新型コロナウイルス感染症や、災害に強い安心安全な工場運営、さらなる循環型社会の構築など、管内3市3町の環境行政の推進に向けまして、構成市町と連携する中で、副管理者、組合職員とともに一丸となり、管理者としての責任を全うする決意でございます。

松峯議長、小北副議長をはじめ、議員の皆様には、山本前管理者と同様にご指導とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。管理者就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

日程第1 諸報告について

○松峯 茂議長 これより、日程に入ります。

日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員より報告のありました、定期監査の結果及び例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧お願いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、丸山久志議員、大河直幸議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○松峯 茂議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月26日までの39日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は39日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 ごみ中継施設更新工事請負契約の締結について

○松峯 茂議長 次に、日程第4、議案第1号、ごみ中継施設更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議案となりました議案第1号、ごみ中継施設更新工事請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

本工事請負契約につきましては、現在のごみ中継施設が昭和54年に稼動し、以来40年余りが経過する中で老朽化が進んでおりますことから、現行の可燃ごみ排出設備に加え、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装を搬出するための設備を追加し、中継施設を更新するものでございます。

このため、去る1月18日に一般競争入札を実施いたしました結果、議案第1号、参考資料の3、一般競争入札結果のとおり、入札額が予定価格を超過したため不調となりました。そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約で対応することとし、入札時と同額の予定価格を設定し、見積書の徴取において、これを下回る金額提示がありました。

これによりまして、本日、本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、新明和工業株式会社と21億8,900万円で工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく、提案を行うものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

亀田議員。

○亀田優子議員(登壇) おはようございます。

ただ今議題となりました、ごみ中継施設更新工事請負契約の締結について、何点か質問させていただきます。

まず、議案第1号の参考資料だけを見ていましたら、なぜこういう契約に至ったかと

ということの経過というか、詳しいことがちょっとよく分からないなというのが最初の印象です。

まず、質問といたしましては、1月18日に執行した入札なのですが、一般競争入札で行われたというふうに説明がありましたけれども、入札に参加した業者数を教えてください。

それから、1回の入札が不調になったために、法に基づいてということで随意契約というご説明でしたが、再度公告入札をしなかった理由を教えてください。

それから、予定価格が超過したための不調ということなんですけれども、入札額は税抜きで19億9,800万円ですよ。その後、同じ業者から予定価格内の価格提示があり、随意契約に至ったという説明でしたけれども、契約予定額のところは税抜きで19億9,000万円になっています。予算額が22億5,500万円なんですけれども、不調となった19億9,800万円も予算額以内になるんですけれども、なぜ予定価格を超えたことになるのか、ちょっとよく分からないんです。予定価格は幾らに設定をしていたのか教えてください。

それから、この事業は、事業費にはまとめて22億5,500万という予算額が書いていますけれども、建設費と、それから車両購入費ですかね、も含まれているんですね。その内訳を教えてください。

それから、今回の施設は可燃ごみに加えてプラスチック容器包装と不燃ごみも中継するということなんですけど、可燃ごみはコンパクト・コンテナ方式で、プラスチック製容器包装と不燃ごみは貯留排出機方式による収集方法です。それぞれの車両と、それからコンテナの必要購入台数と価格も教えてください。

以上です。よろしく申し上げます。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） 失礼いたします。

まず、亀田議員さんの第1問目、競争入札による参加入札の業者数なのですが、参考資料に書いておられますとおりの1者でございました。

再度入札をなぜしなかったという理由でございまして、入札額が予定価格を超過して、今回不調となりまして、本来であれば再度入札を実施するということですが、当組合の財務規則第110条第2項に、再度入札は入札者が1名となったときは、これを行うことができないと規定していることから、実施しておりません。

それから、入札の、この第167条の2第1項第2項による随契の理由に切り替えたということですが、これ以外に、再度やり直しということで、再度公告入札を実施するということも考えられるんですが、仕様だとか設計額等の見直しが必要になりまして、これらの見直し検討を含め、再度公告入札するため、相当期間を要するということや、再度公告入札を実施しても1者になる可能性が高いということを踏まえまして、今回、一般競争入札で付した内容を見直さずに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適しない理由による随意契約により対応することにした次第でございまして。

それから、予定価格の方でございますが、本組合の場合は予定価格を公表せずということで、非公表にしておりますので、あくまでも1回目、税抜きで価格で予定価格内に収まらなかったと、つまり超過したということで、不調になったということでございますので、申し訳ないんですけど、予定価格幾らということに対しての質問は答えられないということでご理解いただきますように、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○松峯 茂議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） ご質問にありました内訳についてでございます。

車両につきましては約2億円、それ以外につきましては、建設等の部分になってまいります。

また、購入台数ですが、想定といたしまして、車両については15台、また、車両に付随するコンテナが12台ということで想定をしております。

以上でございます。

○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員（登壇） ご答弁ありがとうございました。

1者しか入札に応じられなかったということで、そこについては分かったんですけども、城南衛生管理組合の財務規則にのっとって、1名となったときは再度公告ができないという、そのルールがちょっとよく分からないんです。

国の方は、2005年度に発覚した談合事件をきっかけに随意契約の見直しを行っています。本来、一般競争入札を原則とするのが入札であって、随意契約というのはその例外ですよ。例えば予算決算及び会計令第99条では、地方公共団体が随意契約を行う場合に、例えば見積書は複数の事業者から提出するというふうにも決められていますし、やっぱり上位の法令に基づいてやるというふうにならないんでしょうか。その点、教えてください。

それから、予定価格については非公表ということなんですけれども、価格は言ってもらえないんですが、じゃあ、19億9,800万円だと予定価格を超過していて、19億9,000万、税抜きで、これで随意契約ということなんですけど、じゃ、落札率で考えた場合にはどのぐらいになっているのか教えてください。

それから、建設工事と車両と分けて入札するというのもできると思うんですよ。やっぱり20億の事業規模で一般競争入札という形は取られましたけれども、それが不調になったから随意契約にいくということ自体が、やっぱり。この間、私はこの場でも入札についてはいろいろ問題提起とかさせてもらいましたけれども、なぜそういうふうに関今回の一般競争入札、1者入札の可能性が高いと分かっているながら、ほかの方法が考えられなかったのか、最初のときにね。その辺はどうなんでしょうか。1回の入札で打ち切って随意契約というのは、やっぱり競争性や公平性に欠けると思うんですけども、その辺のご認識をお伺いしたいと思います。

以上です。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） まず、随意契約というのは例外で、本来、亀田議員さんがおっしゃったように、まず、再度入札をすべきだと。再度入札をできなかった理由を教えてくださいということでございます。

まず、1者入札というのが、お国の方、国交省の方の通知なんかで、すべきでないというようなことも出されているのも、一方、承知もしておるところですが、かといって、法令上、それが駄目なのかといえば、そうはなっていないということなんです。一般競争入札は、結果として1者のみの入札ということであっても、入札公告、すなわち、今回、広く公募を行いまして、その時点で入札参加する機会というのは各業者さん、確保されております。

それから、競争性が働いているということもこちらの方で解しておきまして、入札そのものは有効と、成立するものとして考えるというのが現実的でありまして、他の多くの公共団体については、1者であっても一般的に入札をするという取扱いもされているところでもございまして、本組合の場合、廃棄物処理行政ということで、今回は特にごみ中継処理施設ということで、全国的にも実績を上げている業者の数が少ないということもございまして、公募をかける場合、公告をかけたときに実績のある業者さんの方にもお声かけをさせていただいて、入札に応じていただくような鋭意努力もさせていただいているところでございます。

それから、12月1日付で、当組合の公告第4号、今回の公告におきまして、その公告の文中に、一般競争入札参加資格者として登録されている者が1者であっても、原則として入札を実施するという旨の掲載もしたためさせていただいているところでございますので、結果として1者入札になったということでご理解をいただきたいと思えます。

それと、先ほども申し上げましたように、再度、公告を打ち直しまして、再度公告入札をするということになりますと、仕様書だとか、予定価格とか、設計額に基づいた予定価格ですけど、そういった見直しを全てやらなければなりませんし、それを検討した後、通常の公告手続を取ることですので、少なく見積もっても2か月以上要するというのを考えていますので、やはり後の工期を考えますと、ちょっとそれは厳しいかなと。1者で入札があったということは、再度しても多分結果は1者ではないかなという可能性が大きいということも考えておきまして、公告の方にも本文にそういう形で掲載をさせていただきましたので、1者入札は可ということで取扱いをさせていただいたところでございます。

それから、落札率の関係なんですけど、当組合の場合は、予算額に対しまして今回の実績額という整理で落札率ということを言っていますので、予定価格を公表していない以上、正確ではないかもしれませんが、予算額に対しての落札率は今回97%でございました。

私からは以上でございます。

○松峯 茂議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） 車両と建設工事を別にしてはどうかという質疑やっと思
います。

この点につきましては、車両につきましては発注から1年半かかるというものでござ
いますので、迅速に、建設後、運転を開始するという事になれば、工事費の中に含
めて行っていきたいということで、前回の議会でも予算額を承認いただいたところで
ございます。

以上でございます。

○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員（登壇） 今のご答弁で大体のところは理解できたんですけども、やっ
ぱりこの参考資料だけ見ていたら、その辺のご説明いただかない限り、全くこれでは、
なぜ予算額以内なのに予定価格を超過して不調になっていることとか、それから、事業
費も、車両が含まれているこの金額ですよね、その辺もここには載っていないですし、
やっぱりもう少し分かる資料を出してもらわないと、なかなかこれだけ見ていたら疑
問しか湧いてこないんですよ。その辺は、今後、こういう資料提出はやっぱり詳細が分
かるようなものを出していただきたいなというふうに思います。

それから、ほかに再度公告をしても募集はないだろうということなんですが、今の沢
工場、先ほど説明にあったように昭和54年（1979年）に建てたのも新明和工業なん
ですよ。城南衛生管理組合の中継建設が新明和工業にとっては第1号の事業だとい
うふうに、調べたら載っておりました。だから、そこに1回仕事を取れば、ずっと取
れるのかなというような、そういう疑念みたいなものも湧いてきますし、やっぱりもう
少し、この議会に提出する資料みたいなものはきちんと分かるようなものをぜひ出し
てほしいなというふうに要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○松峯 茂議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

日程第5 議案第2号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算
(第2号)

○松峯 茂議長 次に、日程第5、議案第2号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第2号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第2号参考資料によりましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、衛生手数料及び資源化物等の売払収入などの減収や、令和元年度決算剰余金を追加計上し、歳出では事業の執行過程に伴います契約金額の減など、年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金については、6,302万4,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,657万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億9,983万8,000円といたすものでございます。

まず、第1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより、3,232万5,000円を減額しております。

次に、中ほど下辺りの繰越金でございますが、令和元年度決算剰余金について、7,985万4,000円を計上いたしております。

次に、諸収入では、クリーン21長谷山の廃棄物発電収入の減収などにより、合計で1,337万円を減額しております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、人件費では、再任用職員数の減員に伴います職員給与等の減によりまして、差引き3,005万6,000円の減額となっております。

次に、物件費では、新型コロナウイルス感染症の影響で議会行政視察を中止したことによる視察旅費の減や、各工場の各種委託料の入札による契約金額の減などにより、合計で3,554万8,000円の減額となっております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修整備工事の契約金額の減など、合計で67万8,000円の減額となっております。

最後に、積立金では財政調整基金積立金等として、3,992万6,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和元年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものが主な理由でございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては、3,657万3,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額6,302万4,000円を減額し、市町分担金の負担割合の定めに基づきまして、精算するものでございます。

なお、参考資料の最後のページの市町分担金負担率表でございますが、令和元年度の搬入量に修正がありましたことから、リサイクル処理経費、変動経費の分担率の補正を行い、調整を図っております。

以上が、補正予算の主な内容でございます。これらの内容を議案第2号として補正予算を編成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算

○松峯 茂議長 次に、日程第6、議案第3号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予

算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第3号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第3号参考資料、令和3年度当初予算案の概要をご覧ください。

令和3年度の予算を編成するに当たりまして、表紙と目次をめぐっていただき、1ページに記載しておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革及び、循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針の下、廃棄物処理施設の計画的整備と適正な維持管理に努め、安定した廃棄物処理事業を継続するとともに、ごみ中継施設更新事業及び新庁舎建設事業を推進し、クリーン21長谷山の老朽化対策に向けた具体的な整備の検討を進めることとしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携、協同して、適正な廃棄物処理事業を推進することなど、8つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、構成市町において税収の減少等が見込まれますことから、事業の見直しを行い、緊急度及び優先度を見極め、限られた財源を真に必要な事業に重点配分することにより、市町分担金の負担軽減に最大限努めた予算といたしております。

令和3年度の予算の特徴としましては、2ページ、表1の歳出のとおり、人件費では、退職手当が減少したことなどによりまして、総額で1,690万3,000円減少しています。

また、公債費では、クリーン21長谷山建設事業債の償還終了等により、1億3,985万減少しております。

次に、3ページ、表2、各工場の運営経費等の状況のとおり、し尿収集経費では、下水道の進捗によるし尿収集委託料の減等により、2,062万7,000円減少しましたこと、クリーン21長谷山では、定期点検改修整備工事の増等により、1億7,915万円増加しましたこと、クリーンパーク折居では、補修費等の変動に伴う運営委託料の増により、4,090万5,000円増加しましたこと、沢中継場では、ごみ中継施設更新工事の開始により、3億6,836万5,000円増加しましたことなどの増減要因によりまして、令和3年度歳入歳出の予算総額は、2ページのとおり、歳入歳出ともそれぞれ46億2,834万1,000円で、前年度比較で3億9,193万円、9.3%の増加となっております。

一方で、事業費を賄います市町分担金は34億6,655万1,000円で、前年度比較で2億749万1,000円、6.4%の増加となっております。

16ページに掲載の事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台を超える規模で推移しておりましたが、近年についてはおおむね30億円台の前半で推移しており、これまで取り組んでまいりま

した行財政改革の累積効果が一定表れているところでございます。

以上の内容につきまして、令和3年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり、編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議いただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、清水章好議員、宇佐美まり議員、岡田久雄議員、相原佳代子議員、若山憲子議員、岩田芳一議員、大河直幸議員、坂本優子議員、佐々木真由美議員、関谷智子議員、以上の11名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時58分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には坂本優子議員が、副委員長には宇佐美まり議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第7 休会について

○松峯 茂議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月17日から3月25日までの37日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。よって、2月17日から3月25日までの37日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは3月5日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきます。

次回は3月26日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 松 峯 茂

副議長 小北 幸博

議 員 丸山 久志

議 員 大河 直幸

第 2 号

(3月26日)

令和3年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和3年3月26日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
福 西 博	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
花 畑 久仁浩	業務課長
池 本 篤 史	施設課長

3 職務のため議場に参加した職員

別 所 尚 紀 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 3 号 令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 3	議案第 4 号 令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 4	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ~ 日程第 4

午前 10 時 00 分 開議

○松峯 茂議長 皆さん、おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

相原議員より遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたします。

ただ今の出席議員数は 21 人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和 3 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第 1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果 1 件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第 2 議案第 3 号 令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計予算

○松峯 茂議長 次に、日程第 2、議案第 3 号、令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

坂本予算特別委員会委員長。

○坂本優子議員（登壇） ただ今議題となりました議案第3号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算についての、予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月16日の本会議において設置をされ、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、坂本が、副委員長には宇佐美まり議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月24日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に衛生費について、次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。討論では、議案第3号に対し賛成討論が行われ、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望並びに討論の詳細については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。あわせて、宇佐美副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○松峯 茂議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。議案第3号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算
(第1号)

○松峯 茂議長 次に、日程第3、議案第4号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第4号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第4号参考資料をご覧ください。

今回の補正予算は、地方自治法第214号の規定により必要となる事業の契約を行うため、債務負担行為の追加をいたすものでございます。令和3年2月定例会の開会日にご可決いただきました、ごみ中継施設更新工事請負契約において追加の汚染土壌対策を実施する必要がございますことから、限度額8,800万円の債務負担行為の設定をするものでございます。

裏面をご覧ください。ごみ中継施設更新工事についてでございます。工事概要でございますが、施工期間は令和3年2月から令和5年3月であり、可燃ごみに加えて不燃ごみ及びプラスチック製容器包装設備を含むごみ中継施設を建設するものでございます。工事発注仕様書の抜粋のとおり、汚染が確認された特定有害物質3物質のうち、ヒ素及びその化合物による汚染が確認された区画の土壌については、場内仮置き後、埋め戻しすることも可能としておりました。

追加の汚染土壌対策を必要とする理由ですが、ヒ素及びその化合物による汚染土壌を場内仮置き後、埋め戻すことは、土壌汚染対策法及びガイドラインに規定はなく、当該土壌は自然由来とも考えられる濃度であり、保健所と事前相談したところ、地下水に影響がなければ対策は不要であることを確認し、本契約の締結に至りました。

しかし、契約締結後、保健所と施工について、さらに協議・確認を行ったところ、保健所から、より安全の確保に万全を期する観点から、追加対策が必要であると見解が示されたものでございます。追加対策としては2つの手法があり、1つは、埋め戻しを行う際に、土壌に含まれる汚染物質が地中にしみ出さないよう遮水シートを敷くこと、もう1つは、掘削した汚染土壌を除去することです。

令和2年11月の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会におきましても、環境汚染のないようしっかりとした対策を取って進めてほしいというご意見をいただいております。受注者と協議し、追加の汚染土壌対策として施設建設に影響する部分の土壌を除去するものでございます。追加対策の概要のとおり、ヒ素及びその化合物による汚染が確認された区画の土壌を除去処分とし、工期については当初の契約どおり、令和5年3月までの工事完了の予定としております。

2枚目の横向き資料をご覧ください。令和2年度一般会計補正予算（第1号）において、ごみ中継施設更新工事契約に伴います限度額22億5,500万の債務負担行為を設定し、令和3年2月25日に21億8,900万円で契約締結しております。今回の追加対策分につきましては、令和3年度に変更契約を締結する予定としておりますことから、新たに令和3年度一般会計補正予算として債務負担効果の追加をいたすものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

亀田議員。

○亀田優子議員（登壇） ただ今提案されました補正予算案について何点かお聞きしたいと思っております。今回の補正予算案は、沢のごみ中継施設更新工事におきまして、汚染土壌対策を追加するためのものです。

施設の土壌汚染が確認されたことが初めて議会に報告されましたのは、昨年11月の廃棄物処理常任委員会でした。私も委員でありまして、そのとき、質疑の中で、拡散防除のために土壌を掘削して汚染物質を除去するような工事が必要ではないかというふうに質問をしましたところ、施設課長は「掘削除去は汚染が拡散する危険がある、舗装なり覆土という形で行う」という答弁をされました。昨年11月の委員会では「掘削除去は汚染が拡散する」と言っていたのに、なぜ今になって掘削除去することになったのかお聞かせください。保健所からどのような指導があったのかも教えてください。汚染対策工事を追加しなければならなくなったと判断したのはいつなのか、時期を示してください。

それから、昨年11月の廃棄物処理委員会の質疑で、私が汚染対策工事の費用についても質問しました。そのときの答弁は、総額としては基本計画の範囲内でおさまると確認しているというものでした。2月の予算委員会するときにも、追加工事のことには何も示されていません。また、2月の廃棄物処理委員会ときにも何も説明はありませんでした。先ほど、予算委員会の審議を終えた、当初予算案が議決されましたけれども、その直後にこうした形で修正されるという、私、今までこういうことは経験したことがありません。

今回の補正予算は、追加対策分として債務負担行為の追加ということで8,800万円となっておりますが、追加工事の予算案が示されていませんが、その理由を教えてください。

さい。また、追加対策の対象は、ヒ素及びその化合物による汚染が確認された区画の土壌で、対象土量は約2,600 m³とあります。面積で言えばどのくらいになるのか教えてください。また、どのくらいの深さまで掘削をするのかも教えてください。

それから、11月の廃棄物処理委員会での答弁で、覆土、舗装という形で対策をするというような答弁があったんですが、それはどうなっているのか。それから、今回の補正予算案で初めて、場内仮置き後、埋め戻しという方法が出てきました。これまではなかったんですけども、その辺り、どういう土壌汚染対策になるのかよく分からないんですけども、その辺りを教えてください。結局全て、鉛や六価クロム、ヒ素などの化合物は除去処分するということになるんでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○松峯 茂議長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長（登壇） 失礼いたします。先ほど補正予算の絡みで、債務負担行為とともに予算額が示されていないのはなぜかということに対しまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

追加の汚染土壌対策については、対策方法は決定しておりますけども、細部については金額を含め、現在調整中でありますことから、予算額の計上ではなく、債務負担行為の設定として限度額設定とさせていただいたところでございます。今後改めて、事業費が確定した時点で、必要経費について、補正対応も含めて歳出予算を計上する予定としております。

以上でございます。

○松峯 茂議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） 私の方からご説明をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、当初、11月の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会の中で、覆土ということを知っていたと、それが除去という話になっているということでもあります。この点につきましては、当初、汚染物質につきましては3物質がございました。それにつきましては廃棄物処理常任委員会の際にもご説明させていただいているとおり、ヒ素であり、鉛であり、六価クロムでありました。当初、この工事を進めるに当たって、予算額を決定していく中で、発注仕様書につきましては、その専門家である委託業者の方に発注仕様書の作成をお願いしてきたところであります。また、その汚染物の対応について、その対応の方法によって、要するに工事の施工内容によって、当然金額が大きく変わってきますので、当初より保健所と、委託している発注仕様書の業者、そして当組合で保健所の方にご相談に上がった次第であります。

その中で、3物質についてどのように対策を取ればよいのかということをご相談させていただいた結果、最終的に、費用的な面、そして安全面を含めて、3物質を仮置きした中で工事を進めるのは非常に複雑な工事になるということもございまして、安全面を含め、鉛と六価クロムにつきましては除去処分しようかと、ヒ素につきましては

自然由来のものであるということでもありますので、仮置きし、その後埋め戻しをするということの中で、当時、保健所の方でもそのように了解をいただいていたところがございます。また、保健所の方からは施工業者が決定次第、また、保健所の方にお越しくささいというように言われていました。といいますのは、最終的にこの土壤汚染対策法に基づく届出につきましては、その工事の施工内容等を保健所の方で届出内容を確認し、そして対策がしっかり取られているね、不十分やねということを保健所さんの方で判断されるということになっておりますので、保健所の方も施工業者が決定したら来ていただいて、施工内容等を含めてご説明をお願いしますということでありましたので、我々としましては、施工業者が本契約について、議会の方でご承認いただきましたので、その後、施工業者とともに保健所に出向いたという次第であります。その中で、保健所の方から、さらに安全性を高めるために、埋め戻しする際には、遮水シートを敷くか、除去するかという選択をしてくださいというような見解が出ましたので、今回、費用対効果等を考える中で、除去処分ということで上程の方をさせていただいているところがございます。

面積につきましては、今回の追加対策におけるヒ素の部分、当初埋め戻しするといった部分の平米につきましては900㎡というようになっております。このように、我々としましては、より、11月の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会の方からも、さらに安全性を含めて対策を講じてもらいたいというご意見もありましたので、今回、保健所さんから出された意見を踏まえて、安全な対策として追加対策をするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○松峯 茂議長 保健所からの指導と、いつなのかということ、ほんで面積と深さ。

○栗山淳彦施設部長（登壇） 保健所の方は3月2日にお伺いさせてもらっています。面積につきましては先ほど申しました900㎡、ヒ素の部分ですね。

○松峯 茂議長 深さ。

○栗山淳彦施設部長（登壇） 深さにつきましては、5メートル程度になるかなというように考えております。

○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員（登壇） ご答弁ありがとうございました。

11月の廃棄物処理常任委員会のとくに、私の方が言ったように、やっぱり除去処分をするという方向にいつているということで、その辺については、より安全な対策ということでよかったなというふうには思っているんですけど、そのとき、掘削除去は汚染が拡散すると言っていたことが非常に引っかかっているんですけど、その辺はうまく、きちんとできるのか。なぜそのときには、掘削除去は駄目だ的な答弁になっていたのか、

ちょっとその辺の整理をお願いしたいなと思います。施工業者がきちんと決まって、一緒に保健所に行かれて、保健所の方から提案があって、より安全な方法ということでは理解はできました。

最後のところの質問で、答弁がちょっとよく分からなかった、なかったのかなと思うんですけど、この沢中継施設についてはこういう基本計画が出されたんです。これについても11月の委員会で、環境対策について、大気汚染だとか騒音だとか悪臭についてはきちんと載っているんですけど、土壌汚染についてはないんですね、なぜないのかというふうに聞いたら、調査が間に合わなかったから書けなかったんだということで、それについても、それなら仕方がないのかなというふうに思ったんですけど、やはりきちんと議会の方に、その敷地のどこを除去して、どこは舗装とか覆土にするのかとかという、やっぱりきちんとした図面なり、それから後々分かるような資料とか、経過なんかを載せたようなものを示していただけないと、私たちとしても、かなり私、去年の11月からさかのぼって、自分の質問とか議事録を見直して、それでこれ、ちょっと変わってるじゃないかということで今回質問をしております。やはりその辺の資料、図面を示していただきたいと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

それから、あと、予算委員会的时候にも沢中継場の予算が3億8,648万1,000円計上されていて、これについての中身を聞いたんですけど、土壌対策も含まれてるという答弁だったんです、実施計画と一緒にね。今回の追加対策は、この3億8,680万円の中で賄うということになるのかね。それから敷地のところ、施設が建つところの除去処分になるので、それをやってから建設となっていくと、かなり工期が遅れるんじゃないかという懸念があるんですけども、工期のあたりはどうなるのか教えてください。

以上です。

○松峯 茂議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） まず1点目であります。当初、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会の中で、要するに覆土ですね、除去するよりも覆土するほうが拡散防止になるんじゃないかというような、当組合からの答弁があったと、でも、最終除去しているという部分について、どう考えているかということでもあります。当初、敷地、区画ですね、敷地全体としては9,100㎡の敷地の中で、10メートル・10メートルの区画を切って、99区画を測定させていただきました。で、調査をさせていただいたところなんです。そのうち汚染物質につきましては、26項目の測定中3種類、ヒ素、六価クロム、そして鉛が基準値以上であったということで、その区画が全てで24区画、99区画中24区画で汚染物質が出ていたところになっています。そして今回、除去処分を選択させていただくのは、24区画のうち12区画ということになります。その他のところについてはこれまでどおり答弁させていただいたとおり覆土、アスファルトにして封じ込めをやって、拡散防止を図ってまいるというところでもあります。

ただ、基本的にはそのように、アスファルトなりして封じ込めをするという考え方が保健所の方からも推奨としてはありましたが、工期的な問題、経費的な問題を踏まえる

中で、今回除去処分を、その点についてはしっかりさせていただいて、保健所さんの方からも遮水シートにするのか除去処分するのか、どちらかをしてくださいねということですので、除去処分を選択させていただいたところでもあります。それで申し上げますと、工期につきましては遮水シート、上物として遮水シートをした場合につきましては、約3か月半かかると見通しております。今回、除去処分という選択をさせていただきましたが、こちらの方につきましては約2週間程度というように判断をさせていただいております。よって、除去処分することによって、当初の工期以内におさまるというように判断をさせていただいております。基本計画に、汚染に関わる資料が添付されていないということで、それは先ほどもありまして、測定結果等が出たのが、やはり令和2年4月、年度が変わってからの話でありまして、基本計画書に載せることができなかったというところでもあります。詳細にわたっての図面、資料の議会への提示につきましては、今後、こちらの方で検討させていただきたいというように思います。

最後、令和3年度の金額として3億8,000万円を計上させていただいております。この中でできるのかということですが、この中で、令和3年度の中でまずは進めてまいりたいと考えております。なお今回、この8,800万円の上限額をご承認いただいた際には、今後、来年度にわたっては、しっかりと施工業者と詰める中で契約変更ということを進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○松峯 茂議長 亀田議員。

○亀田優子議員（登壇） 今の答弁でね、ようやくちょっとね、全体像が分かったというのが正直なところです。9,100㎡、99区画測定して、そのうち24区画から汚染物質が出てきたと、そのうち12区画で除去するという、これぐらいはやっぱりきちんと、提案なり、今までの委員会とか議会の中で言ってもらわないと、なかなか分からないんですよ。ですから、資料については検討したいということですので、きちんと資料を提出していただいて、やっぱり議員に分かるように説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○松峯 茂議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中継続調査の申し出について

○松峯 茂議長 次に、日程第4、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から挨拶の申し出がありますので、お受けいたしたいと思っております。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) 令和3年2月城南衛生管理組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和3年度一般会計予算をはじめ、本日ご提案させていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。令和3年度は、ごみ中継施設更新事業や、新庁舎建設工事を推進するとともに、クリーン21長谷山の老朽化対策に向けた具体的な整備の検討を進め、適正かつ安定的な廃棄物処理の取組を進めてまいります。また、地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った効率的な組合運営を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、3月21日をもって、全国で緊急事態宣言が解除され、京都府においても、同日までの感染再拡大防止の取組について、次のステージに移行されたところでございますが、いまだ感染が確認される状況が続いております。これからも職員一同、緩むことなく気を引き締め、引き続き感染症対策の徹底を図りながら、業務に取り組んでまいります。さらに、議員各位からいただきましたご

意見、ご指導を念頭に置き、構成市町と連携し、安心・安全な廃棄物処理事業の推進に、より万全を期し、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員共々、さらなる努力を続けてまいりたいと存じます。

本定例議会は、本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも、組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○松峯 茂議長 ありがとうございました。以上でございます。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 松峯 茂

副議長 小北 幸博

議員 丸山 久志

議員 大河 直幸

参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和3年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

予算特別委員会審査記録

日 時 令和3年2月24日（水）午前10時00分～午後2時33分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員	坂本 優子	委員長
	宇佐美 まり	副委員長
	亀田 優子	委員
	清水 章好	委員
	岡田 久雄	委員
	相原 佳代子	委員
	若山 憲子	委員
	岩田 芳一	委員
	大河 直幸	委員
	佐々木 真由美	委員
	関谷 智子	委員
	松 峯 茂	議長（オブザーバー）
	小北 幸博	副議長（オブザーバー）

説明者	松村 淳子	管理者
	奥田 敏晴	副管理者
	堀口 文昭	副管理者
	信貴 康孝	副管理者
	西谷 信夫	副管理者
	島田 智雄	井手町副町長
	野村 賢治	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第3号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分開会

○坂本優子委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本日の委員会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のさらなる対応として、これまで執行部側の説明、質疑に対する答弁については自席で起立して行っておりましたが、さらなる飛沫防止対策として、着席したままで行うことを認めております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

汐見副管理者より欠席の届出があり、島田副町長に出席いただいておりますので、ご報告いたします。ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は松峯議長、小北副議長をはじめ、委員各位並びに正・副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

本委員会は、去る2月16日の本会議において設置をされ、同日に開催されました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、委員長には私、坂本が、副委員長には宇佐美まり委員が選出された次第でございます。

誠に不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、その点ご容赦をいただきまして、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日ここに令和3年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、坂本委員長、宇佐美副委員長をはじめ、委員各位におかれましては何かとご多用中のところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、松峯議長、小北副議長におかれましては、公務ご多用中にもかかわらずご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度は、組合運営の基本方針でございます安心・安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革及び循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針のもと、廃棄物処理施設の計画的整備と適正な維持管理に努め、安定した廃棄物処理事業を継続するとともに、ごみ中継施設更新事業及び新庁舎建設事業を推進し、クリーン21長谷山の老朽化対策に向けた具体的な整備の検討を進めることとしております。

また、広域行政のスケールメリットを發揮し、市町と連携、共同して、適正な廃棄物処理事業を推進することとし、令和3年度一般会計予算の編成をいたしました。

令和3年度予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並

びに議案第3号参考資料「令和3年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしたところでございます。

それでは、案件の詳細につきましては担当よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**坂本優子委員長** 議事に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第3号の審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思います。次に、衛生費について審査をしたいと思います。次に、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**坂本優子委員長** ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○**坂本優子委員長** これより審議に入ります。本委員会に付託されました議案第3号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それではまず、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して説明を求めます。

西岡事業部長。

○**西岡正喜事業部長** 失礼いたします。それでは、議題となりました議案第3号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

なお、以下の説明におきまして、令和3年度一般会計予算書及び予算説明書につきましては「予算書」と、別冊の議案第3号参考資料令和3年度当初予算案の概要につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明申し上げたいと存じます。

最初に、概要書の表紙と目次をめぐっていただき、次の1ページをご覧くださいたく存じます。

一番下に記載をいたしました、令和3年度当初予算総額といたしましては46億2,834万1,000円となり、対前年度比較では3億9,193万円の増加となっております。

また、事業費を賄います市町分担金につきましては34億6,655万1,000円となり、対前年度比較で2億749万1,000円の増加となっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費、並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書13ページをご覧ください。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費186万1,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として77万1,000円などを計上いたしております。これらを含めた議会費合計では479万9,000円となっております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書14ページから18ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次、ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページから15ページの一般管理費をご覧ください。

予算額は、特別職7人の給与1,377万7,000円及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員95人中、管理部門に属する34人分の給与2億8,324万3,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料など、総額3億4,006万4,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧ください。令和3年1月1日現在の人員及び給与をもとに定期昇給などを考慮し、計上いたしております。

人件費の総額は7億7,687万6,000円で、対前年度比較1,690万3,000円、2.1%の減少となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の18ページから19ページをご覧ください。

ここでは、平成26年度以降に取り組みました行政改革等としての職員給与の適正化や令和3年度の民間委託の状況について記載をいたしております。

18ページに記載のとおり、この間、給与の適正化を着実に進めるとともに、組織の見直しを実施いたしております。

また、安心・安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書20ページにソフト面、ハード面での取組の概要をまとめておりますので、ご覧おきます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段から16ページの文書広報費をご覧ください。予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など1,111万3,000円を計上いたしております。

概要書25ページをご覧ください。

広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

令和3年度は情報発信媒体のそれぞれの特性を最大限発揮し、世代を問わず有益な情報を積極的に発信するほか、地域・大学との連携、協働関係の構築を図り、循環型社会の構築に向けた活動を進めることとしております。

主な項目といたしましては、これまでも実施しております広報紙、ホームページ、フェイスブックによる情報発信に加え、組合キャラクターを積極的に活用し、より効果的な環境啓発や情報発信を図ることとしております。なお、広報紙エコネット城南につきましては、これまで通常号を年7回発行しており、この通常号とは別に小学4年生から6年生までを対象に、子ども特集号を発行していましたが、令和3年度から通常号のうち、7月号を子ども特集号として発行し、大人か

ら子どもまでより幅広い世代を対象に情報発信を行います。また、配布方法については、これまでの新聞折り込みに加え、年7回のうち1回に限り、ポスティングを試行的に実施し、費用対効果の検証を行うこととしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ中段の財政管理費をご覧ください。

基金への積立金など合計4,399万5,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金及び転廃業助成基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧ください。

①の財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当いたしております。令和3年度当初予算では取崩しを予定せず、令和3年度末現在高を3億4,833万9,000円と見込んでおります。

また、②の転廃業助成基金でございますが、令和3年度においては、事業協同組合へのし尿収集運搬業務の委託廃止に伴う清算金として、転廃業助成金が3台分発生することにより1億1,349万6,000円を取り崩すこととしております。

一方、転廃業助成基金への積立金でございますが、令和3年度におきましても、助成金原資の確保のため3,000万円の定額積立を行うことといたしております。これにより、令和3年度末現在高を1億6,001万4,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ下段から17ページをご覧ください。

会計管理費では、共通事務用品の一括購入費や災害保険料など、合計607万5,000円を計上し、また17ページ中段の企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計53万8,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の21ページにその取組の概要を記載いたしておりますので、ご覧おきます。

次に、予算書の17ページ下段の公平委員会費では委員報酬など2万9,000円を計上し、18ページの監査委員費では委員報酬など29万8,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の27ページをご覧ください。

令和3年度は、平成17年度債の長谷山清掃工場建設整備事業債等、計6件の元金償還が終了したことなどにより元金及び利子が減少しておりまして、元金で5億8,043万4,000円、利子で1,607万3,000円、合計5億9,650万7,000円を計上いたしております。

なお、今後の組合債の現在高と償還額の推移につきましては、概要書の17ページに現時点の事業計画により今後の見込みをグラフでお示しをいたしておりますので、そちらをご覧ください。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和3年

度予算の償還額は、ピーク時の約4割となる約6億円となりましたことにより、義務的経費でございます公債費負担の低減が図られ、分担金負担の縮減にも一定寄与したものとなっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示しいたしております現在高につきましては、下の表の3番のリサイクルセンター長谷山建設や、4番のクリーンパーク折居建設、さらには今後予定しておりますごみ中継施設建設に係る組合債発行等の要因により、令和6年度までは60億から70億円台を推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示しいたしております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還を予定しておりますが、起債償還負担が重ならないように建設事業の実施年度ごとに起債の借入金額の調整を行いました結果、償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れるものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、28ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○坂本優子委員長 これより、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書、もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

清水委員。

○清水章好委員 おはようございます。

当初予算案の概要、ページ25をご覧いただきたいと思います。

広報広聴事業計画の概要につきましては、ナンバー1です。広報紙エコネット城南による情報発信の4行目になります。配布方法については、これまでの新聞折り込みに加え、1回限りポスティングを試行的に実施しと記載されております。デジタル化が進みまして、紙ベースでの新聞購読数が減少しているとお聞きしておりますが、ポスティングは効果がかなり大きいかと考えます。そこで質問いたします。

そのポスティングの地域、そして枚数をお聞かせいただきたく思います。

続きまして、費用対効果の検証を行いますと記載されております。どのように検証される予定でしょうか、お聞かせください。

以上でございます。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 広報紙の関係になります。まずポスティングの件でございますが、委員ご指摘のとおり、現在は新聞折り込みの方をさせていただいております。

す。それでいきますと、折り込み部数、予算ベースでいきますと、約10万4,000部程度という形になっておりました、世帯数からいきますと、割合でいくと、60%程度という形になっております。やはり新聞購読者数の減というのが年々進んでおりました、やはりそれに伴いまして、広報紙の方が少し割合が減ってきているというところが課題というふうに考えておりますことから、ポスティングの方を検討させていただいております。しかしながら、ポスティングの方、費用が結構かかりますので、そういったところで令和3年度については、まず1回ポスティングの方をさせていただいて、それから効果も含めて検証をというふうに考えて予算化させていただいております。

ポスティングの配布地域についてですけれども、各構成市町さんの広報紙と同じ方法で配布の方を考えており、基本としては全戸配布をベースにというふうに計画させていただいております。部数につきましては、先ほど申しましたように、折り込みでいくと、約10万4,000部のところ、ポスティングでいきますと、15万8,000部ほど、5万4,000部ほどの拡大というふうな形を見込んでいるところでございます。

費用対効果の検証ということですが、まず配布されていない世帯というのもやはり多くございますので、広報紙の中で、やはり1つは配布されていない方について、まずホームページの方でも広報紙を閲覧できるようにしておりますので、いかにホームページの方に誘導できるか。また、希望者には郵送対応というのもしておりますので、そういったところのPRも広報紙の中でできたらというふうに考えておりますので、そういったところから広報紙、希望者の増加なり、ホームページへのアクセス、そういったところの増加、こういったのを見させていただきたいというふうに考えております。

また、広報紙の中でも読者アンケートやプレゼントなどの実施というのも、これまでもしておりますので、そちらの方をこの号でもさせていただく中で、そういう応募者数の増、こういったのも見させていただく。また、広報紙の中で工房、教室なりの申込み、こういったものも案内させていただいておりますので、全戸配布することによって、こういう申込者数の増加、こういったのも見させていただく中で、効果の方を見させていただいてというふうに考えております。

○坂本優子委員長 清水委員。

○清水章好委員 ご答弁、ありがとうございます。非常によく分かりました。ポスティングが非常に効果があると私も思っておりますし、先ほどご答弁にございました、ホームページへの閲覧の誘導という形でございます。

続きまして、質問させていただきたいんですが、ナンバー2つ目です。答弁にも少しございましたけれども、デジタル媒体による情報発信、これはフェイスブックの情報伝達のスピード、閲覧の手軽さなどを最大限活用しと記載されております。私もこの城南衛管のフェイスブックをフォローしておりました、ときにはシェアもさせていただいております。

八幡市におきましては、昨年11月より八幡市の公式アカウントでLINE、ツイッターのSNSをスタートさせており、大変好評でございます。そこでご提

案です。このホームページとフェイスブックに加えて、若い方たちがよく検索しておられますLINEやツイッター、これを開設してはどうでしょうか。投稿内容が同じであるならば、ボタン1つでリンクできますので、時間はかからないと思います。ご見解を伺います。

以上です。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 フェイスブックの件ですけれども、日頃は議員の方々につきましても、本組合のフェイスブックへのフォロー、シェアをいただきまして、ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、情報発信というところでフェイスブックの方を今させていただいております。写真なり文字数、そういったのが制限なく使えるというところで、現在、フェイスブックの方を選択し、活用しているというところでございます。

少し、フォローの方、ちょっとまだまだ少ない状況ではありますが、この間、フォロー獲得に向けてというところで取組もさせていただく中で、今年の今頃は20件程度だったものが、今、約50件程度ということで、まだまだ少ない数ではございますが、増えてきているという状況でございます。今、ご指摘のとおり、LINEなり、ツイッターという形で、それぞれのものには発信方法に特徴があるのかなというふうには考えておりますし、フェイスブックの方が少し若者世代の利用が少ないというような実態の方も把握しております。元々の目的としましては、やはり幅広い世代に情報を届ける手段ということでフェイスブックを開設したわけでございますので、やはり委員ご提案の方も踏まえまして、改めてそれぞれのツイッターなり、LINEなり、それ以外にもございますが、そういった特徴なんかを研究をして、連携、導入、有効性について検証する中で前向きには考えていきたいなというふうには考えているところです。

○坂本優子委員長 清水委員。

○清水章好委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。佐々木委員。

○佐々木真由美委員 よろしく願いいたします。

私もこの広報広聴事業について取り上げようと思ったんですけれども、さきの委員の質問で大分わかりました。それに追加いたしまして、その年1回のポスティングの時期というのは、去年はイベントの代わりに3Rの推進月間の10月ということで特別企画みたいなのをやられたと思うんですけれども、それはやはり同じような時期を考えられているのか、この1回というのはどこで出すかが大きなポイントにもなると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今のところは令和4年の1月号、こちらの方を計画という形ではさせていただいております。1月号の方は年当初ということで、前面には管理者の挨拶等も入れさせていただく中で、また例年ですと、城南衛生管理組合の決算の状況なり、人事評価の状況、こういったところの組合の事業が分かるような号にもなってございますので、こちらの方を今のところは検討という形では考えております。

また、お年玉クイズなんかのプレゼントも併せてこちらの号でやっておりますので、ポスティングをする中でそういったものの応募者数、こういったものをどれくらい増加するかというの見させていただきながらというのも考えて今のところ、1月号で計画の方は進めさせていただいております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、3R推進なり、またそういった号でも考えることも可能かなというふうには思いますので、今後、その辺も含めて検討をさせていただきたいなというふうには考えております。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 分かりました。前回、プレゼント企画のクロスワードパズルに非常にこれまでなかったほどの応募があったというのを総務委員会の方でもお聞きしていますので、お正月号にした方がいいのか、10月号にした方がいいのか、またこれからご検討ください。

あの号は非常にほかのページでもキャラクターを多用して、読みやすいものになっていたと思いますので、何かそういうものを心がけていただいたらいいかなと思います。ポスティングの役務費として368万円が上がっていますので、それに見合った効果はしっかりと検証していただきたいと思います。

それから、フェイスブックについても、追加の質問というか、意見なんですけれども、やはり20件が50件になったというのも、ちょっと寂しい数字ですよ。フェイスブックを見ますと、非常に写真も多用に使っていますし、読みやすい記事としてやられているのに、なかなか「いいね！」が二桁になっていない。4件とか、6件とかその辺で、それで誰が「いいね！」をしているのかなと思ったら、ここの議員の中の顔ぶれがあったり、非常にもったいないし、担当している職員の方もちょっとへこまないかなというちょっと心配もあります。たくさんリサイクルの方の人気がある講座とか、いろんなところで、できればその場でもう登録してもらおうとか、これからもこういう講座の情報が直に行きますよという形で、やっぱりその場で説明をして、そこでもうポチってもらって、「いいね！」を押してもらおうとか、何かそういうことで着実に上がっていくのかなとも思っておりますので、ぜひぜひここは手元に来る情報ですので、しっかりと活用していただきたいと思います。

続きまして、デジタル化の推進について、概要書、26ページについて質問させていただきます。

ここの3番の項目、テレワーク環境の整備についてですけれども、これはOA機器購入費78万円というのがこれに当たると思うんですね。これ、間違っていたら、教えてください。今年度は試験的に運営を開始されて、来年度には専用機器の導入というふうに書いています。試験的に運用を開始されて、その結果、テレワークが可能なのは、このごみに関するということというのは現場を持っておられるので、なかなか限られた業務しかないと思うんですけれども、どのような部署で、何人ほどの職員がそのテレワークというのを実際にやるのが可能となるのか、また、それ、どれぐらいの頻度でその業務に当たれるのか、ちょっとその辺、分かる範囲でもよろしいので、教えていただけたらと思います。

○坂本優子委員長 ご答弁、お願いします。

橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 職員のテレワーク環境の整備ということで予算化させていただいております。

予算の関係ですけれども、予算書の16ページに財政管理費という形で計上させていただいております。その中の11節の役務費の方で、テレワークのシステムの利用料といったところで、11節の役務費の通信運搬費の中に47万7,000円相当、テレワークシステムの利用料を組ませていただいております。あとは12節の委託料、電算システム保守委託料等の中にパソコンの設定料ということで44万円程度組ませていただいております。あとは17節の78万5,000円、OA機器購入費、これのうちノートパソコンということで36万円程度、予算化させていただいております。合計しますと、128万円程度が今回のテレワーク環境の整備に関する予算というふうになっております。

内容としまして、やはり今言わせていただいておりますように、現在、在宅勤務という形でネットワークに接続しないパソコン、こちらの方を組織として用意しまして、それを貸し出して仕事をするというような形で実質、しております。そうしますと、やはりなかなか利用者が少ないという状況でありますので、より仕事がしやすくなるというような方法で検討させていただきまして、今言わせていただいたネットワークにつながるような形のパソコン、こちらの方を用意して、本庁舎、こちらの方の庁舎内にリモートでつなげるというような形でのリモートデスクトップ方式というような形のもので計画をさせていただいております。

庁舎内のパソコンに貸し出したパソコンから遠隔で操作するというような形のやり方になりますので、普段庁舎でしていただいている環境と同じ環境が在宅でも実施できるということになりますので、より効果的な在宅勤務が可能というふうには考えております。

しかしながら、当組合の場合、工場の運転も含めて、現場が主となっておりますので、なかなか実施できる所属というのは限られているというふうには考えております。本庁舎にあります総務課なり、安全推進室、こういったところの事務的な所属、こちらが中心になるかなというふうには考えておりますことから、まずは3台程度用意させていただいて運用していくというような形で現在考えております。

なお、その場合、家で作業はしていただくのですが、ファイルの保存とかはあくまでも庁舎内のパソコンのみされるという形になりますので、情報漏洩のリスクも非常に低いですし、セキュリティ的にも確保が可能というふうには考えております。

一応試験的運用ということで、今年度、コロナもございましたので、6月以降、パソコンを貸し出す方法を先ほど言いましたように、ネットワークに接続しないという形でさせていただいておりましたが、非常に使用実態が少なく、3所属の13名程度と、延べ人数になりますけど、この辺りでこの間実施していただいております。

ただ、今緊急事態宣言中ということで、少しでも出勤者の削減というところを考慮しておりますが、特例という形にはしておりますが、職員の家のパソコン、一定のセキュリティの方は厳しくさせていただいておりますけれども、そちらを使っている、今回、来年度からやろうとしているリモートデスクトップ方式という形を実施可能という形で今進めさせていただいております。緊急事態宣言が出てからになります、3所属5名の方がその形で実施していただいております、その中ではやはり仕事が今と同じ環境でできるというところで、仕事が可能だなという意見もいただいておりますので、次年度以降の活用もそういったところからは期待できるのかなというふうには考えております。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 ありがとうございます。やっぱりネットワークに接続していなかったら、業務、難しいですね。できることが限られているというか。その点、やっぱり遠隔ということですから自宅でも仕事ができる環境というのはかなり整うとは思いますが、また、セキュリティの方もきちっとやっぱり考慮して進めていってほしいなようなので、ワーク・ライフ・バランスとかその辺からもリモートでの、自宅での仕事、業務に当たるということは非常に増えてくると思いますので、進めていただきたいと思います。

最後の1点として、ウェブ会議の実施についてお伺いします。これは一部試験運用を開始、今年度一部試験運用を開始して、来年度、令和3年度は各種会議への積極的な導入を目指すというふうには書いておられます。これもやはり今、リモートの会議というのは非常に増えていますし、その場に行く時間も短縮されたりとか、いろいろ便利なことはあるんですけども、これはやはりこの議会の方も3市3町から短い時間の会議にも出てきております。もちろん議決が必要なことというのは無理かと思うんですけども、組合議会への導入の方も何かできることはないかなというふうに検討はされるのでしょうか。あくまでこの職員の方のウェブ会議のみの範囲で検討していかれるのでしょうか、そこをお尋ねします。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらのウェブ会議の実施についての予算化という件からいきますと、まずは庁舎内職員でのウェブ会議、こちらの方での実施というと

ころで検討させていただいております。ただ、実際のところでいきますと、機器なり、インターネット回線の環境さえ整ってれば、ウェブ会議というのは実施可能というふうに考えております。今の議員さんのということで行きますと、3市3町全体で環境を整えるというようなところの必要性もございますし、議会ということでございますので、いろいろと規則等での問題がないのかとか、そういった検証とか検討というのは必要なのかなというふうに思っております。ですので、そういった点については、国なり他団体等でもいろいろと検討されているようなところも聞きますので、そういった情報収集の中で、また議員の皆さんのご意見を伺いながらということになるのかなというふうには考えております。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 分かりました。積極的な導入ということで、あらゆるいろんな場面というところで、リモート化というのを進めるメリットもたくさんあると思いますので、またご検討いただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○坂本優子委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 すいません、事前通告していなくて申しわけないんですが、前から取り上げていることですので、分かっていたのかなというふうに思っております。

まず、衛生費にも関わるんですけども、先ほど来、総務費の中でも、このし尿収集運搬委託企業転廃業助成金のことについてありましたので、そのことからお尋ねをしたいというふうに思っております。

今回は3台分ということで、1億一千数百万というふうなことで1台大体3,000万強の転廃業が毎年、支払われているということなんですが、以前にも申し上げたというのは、例えば今、公共下水がどの市町も普及をされて、だんだんくみ取りによるし尿収集というのが減ってきているから、この転廃業のことが起こってくるわけですけども、この公共下水の普及に伴って、やはり一般家庭、私のところでは、例えば上水が1万円料金払うと、下水をつなぐと2万円になるで、大体倍ぐらいになるかというふうに思います。環境設備の投資の部分も入ってくるかとは思いますが、それぐらいなんですが、例えばし尿、くみ取りによるところは1件750円やと。ずっと前から750円で、その750円の根拠というのはどこで決めていらっしゃるのか。また、一度も上がっていない。非常に格差が大きいと思われるんですが、そのことについて、今後、よそで調べると750円より高いところもありました、全国、見てみますとね。その根拠は何なのかというのと、どこで決められるのかというのと、あまりにも格差があるのではないかなというふうなことを思うんですが、一度検討されたことはあるのでしょうか。

まず、ここからお聞きしたいと思います。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 し尿の手数料の関係でございますけれども、先般も関谷委員からご指摘をいただいております、実は先日、議員研修会を開催された際にはご説明しようと思っておったんですけれども、残念ながら研修会、できませんでしたので、その資料の中に手数料の現状という形で1ページ、入れさせていただきます。ご指摘いただいておりますように、城南衛生管理組合のし尿の手数料、一月750円ということで、府内のほかの自治体から見ても、かなり安いと。かなり安いということは、実は乙訓なんかでしたらもっと安いんですけれども、これが平成8年に、今後、し尿の対象世帯が減っていくので、思い切って、お互いにお金のかからない仕組みにしようということで、この750円というのを設定いたしております。ただその後、消費税が2回ほど値上がりをしているにもかかわらず、金額も据置きだということで、今ご指摘ありましたように、下水道料金とのこの格差といいますか、差が出てきている。あるいは、当時の負担割合、この行政がかけているお金に対して、受益者に何%ぐらい払ってもらっているかという受益者負担率の推移など、こういったことも検討して考えるべきではないかというふうに考えておまして、研修会の資料では今後の課題ということで料金体系を検討する必要があるというふうに書かせていただいておりますけれども、この時期ですとか、あるいはその額についてはしっかりと議論していただけるように、今後もこういった資料を提供させていただいて議論は進めていければいいのかなというふうに考えております。

○坂本優子委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 私がよく読んでいなくてすいません。今後の課題やということで、もうこれ、私はずっとうちの市では言っていたんですね。でも、なかなか検討します、課題ですというふうな話で来ているんですが、やはりあまりにも格差があり過ぎるといふのと、下水道は通ったけれども、個別に各戸でつないでくださいというのは各市町ですごく努力をされていると思うんです。なかなかつないでいただけないという現状が多くて、そういったことから、今後、料金のこともですけども、やっぱり安いから、なかなかもういいわというふうなところもあるかなというのがあるのと、この城南衛管としても、その下水道に敷設してくださいよということの啓発というか、そういうことも各市町ではしていますけども、城南衛管としてもそういうこと取組というか、何か啓発みたいなことができないのか、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○坂本優子委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 先ほどご質問のありました下水道に関わる接続に係る啓発ですね。当組合としては、し尿処理ということが第一でして、それに関わる処理、あと、し尿世帯の登録状況、お支払いとか、そういうのを管理しているんですけれども、直接下水道世帯、下水道に接続という啓発は各市町さんの方でやっていらっしゃる状況でありますので、組合がし尿世帯の方に、そろそろ下水道接続ど

うですかということはしておりません。もし、ご相談が世帯の方からされれば、各市町の窓口をご紹介させていただくなり、お届けはこういう形でなりますよというご案内はできるかと思うんですけども、積極的に接続を啓発するとか、そういうことは今のところはしてないんですけども、ご理解いただけますでしょうか。

○坂本優子委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 もちろん、されてないことはよく分かっているんですが、やはり公共下水を通すことの意義そのものとか、そういうことから考えますと、やはりそのし尿であったりごみの処理であったり、そういうことに対しての、こうあるべきだというふうな啓発というのはされてもいいのではないかなというふうな要望としておきます。

以上です。

○坂本優子委員長 ほかに。

大河委員。

○大河直幸委員 同じく転廃業助成基金の現状についてお聞きをします。令和4年度の精算の方向が示されましたが、精算の方向、また支払いの方向については、事業者との協議は特に変更はされていないのかということを確認させていただきたいのと、あと基金の現在高でいうと、不足はしていないのか。また、不足分については、今後考えるということで、昨年の予算か決算かでもちょっとお聞きをしたというふうに思うんですが、市町に一括していただくのか、分割していただくのかというようなことは今後検討していくということなんですが、そういったところの考え方はどうなっているのか、ご説明ください。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 転廃業助成基金の精算に向けてということですが、令和2年度末の基金現在高の方が予算概要にもありますように、2億4,343万2,000円という形になっております。それに対しまして、現在、補償台数の方が7.43台、それに必要な金額というのが2億8,109万2,000円という形になっております。ですので、不足額としては、約3,766万円程度は今のところ不足という形になっておりますので、昨年度の予算の方でもご説明させていただきましたとおり、基本的には不足額については分担金でいただくという形になっておりますので、そちらの方をどういった形でというのが検討課題というふうにさせていただいておまして、市町さんの方ともご相談させていただきまして、まず令和3年度に3,000万円、令和4年度に残額の766万円を分担金でいただくというような形をしまして、原資を確保というような形を考えております。

7.43台のうち、3台を令和3年度に補償させていただきまして、残りの4.43台を令和4年度に補償という形にしまして、転廃業助成金については終了というような形で考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それと併せてし尿処理に当たっていただいている事業者の経営状況というわけではないですけれども、稼働する台数ですとか、そういったものは、今後どうなっていく見通しなのか、ご説明いただいていた方がいいですか。

○坂本優子委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今ありました、事業者の方の車両の台数、こちらの方はし尿収集量に応じて、だんだん減車していくという形は変わりません。なので、今、令和2年度から事業協同組合ということで事業者の方が設立していただいて、一社一社ごとの対応でなくて、事業協同組合で互いにできればカバーし得る枠組みをつくりましたので、この中で事業者の方が個々に台数を持っておりますけれども、効率よく収集は滞らないように、また収集世帯も減少していきますので、それに伴って臨時収集もやっていかなあかんということで、きめ細かくはならないと思うんですけども、台数はそれぞれ効率よく減車していきながら、協同で事業を行っていくということが将来像、描けておりますので、台数に関しましては、毎年収集に応じて積算させていただいた台数で下限を今設けておりませんので、どこかで何年か何十年か後には稼働台数を固定せなあかんのかなということは検討課題かなというふうに考えております。

以上です。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。それと予算書の16ページで議論になっています。先ほどからお話のあったエコネットの話、エコネット城南のポスティングの話なんですが、新聞広告折り込みが10万4,000部ということなんですが、これ、新聞の折り込み規模としては、どういう新聞に折り込んでいるのか。主要紙に各紙全部折り込んでいるという考え方でよかったですか。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 折り込み先ですけれども、一応販売店の方をお願いをしていますが、折り込み先としましては、京都新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、この5紙という形になっております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 前回、この間、全戸配布をやるべきだということは、私も提起をさせていただいて、今回試行実施されるということによかったなというふうに思っているんですが、同時にご提案させていただいたのは、規模がそのときの

ご答弁が、全戸配布は予算がかかるということで、費用がかかるというようなお話だったので、例えば京都府の府政だよりと併せての配布、また市町では、市町の市政だよりや、町の広報紙を出しておられると思うので、そういったところと併せて折り込んで配布いただいたらどうかというようなこともご提案させていただいたんですが、そこの辺のところはご検討されましたでしょうか。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今回、ポスティングを1回させていただくという形で経費の方を予算化させていただいておりますが、基本的にこちらの方、各構成市町さんの方とできれば同封というような、同時配布、そういった形を一定見据えまして、予算化はさせていただいております。ただ、具体的に個別に各構成市町ときちっとした形で、まだご相談という形まではできておりませんので、それについては、実施段階において、構成市町さんの方とご相談させていただきながら、何とかその形でお願いする方向でというふうには考えております。ただ、構成市町さんごとの考えもございますので、全てが同時に配布できるかどうかというのは、ちょっとまだ100%分らないところではあるんですけども、実施に向けて相談していきたいというふうには考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。それと7月号でお子さん向けのエコネット作成ということなんですが、これ、学校現場の活用などはどういうふうになっているのでしょうか。せっかく作られたのを活用していただきたいなというふうに思うんですが、例えば各小学校などに送付されて、活用を呼びかけられるとか、そういったことは検討されているのでしょうか。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 7月号でございますけれども、従来は、本年度までは大人用の7月号を作成して、それは折り込み広告で配らせていただいて、それとは別に子ども特集号というのを作りまして、小学校4年生、5年生に学校を通じて配っておりました。来年度につきましては、その7月号自体を子ども特集号ということで子どもさんにも見てもらいやすい号として作ります。それで、折り込み広告はしますけれども、今委員からご指摘ありましたように、もともと小学4年生、5年生にお配りしていた子ども特集号ですので、折り込み広告とは別に小学校を通じて、4年生、5年生には届けたいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。重要な教育の手段だというふうに思いますので、このまま活用いただければというふうに思い

ます。

それと予算書のところで上がっている、声のエコネット城南制作委託料というのがあるんですが、声のエコネット城南の委託先と、あとこの活用方法、あとまた、これ、希望されている方、どれぐらいの人数いらっしゃるのか、ちょっとご説明いただいてもいいですか。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 声のエコネット城南は、FMうじの放送番組という形で実施しているものになります。放送日については、広報紙の発行日の翌日の水曜日午後4時からという形で、30分間放送という形で実施しております。内容としましては、広報紙エコネット城南の記事の内容について、パーソナリティーの方と当組合の担当職員がQ&A方式というような形で紹介を行っていくというような形で広報のアピール、組合のアピールというのを、ラジオを通じてさせていただいているという内容でございます。どれぐらいの方がというのがなかなか難しいところではあるんですけども、過去、令和元年度の環境まつりのアンケートなんかで聞かせていただくと、およそ2割程度の方が聞いたことあるよというような形であったというような結果はございます。

また、声のエコネット城南の放送のデータの方をホームページの方にも掲載させていただいておりますが、そのページへの閲覧につきましても、平均月で20件程度でございますので、一定ニーズがあるのかなというふうには考えているところでもあります。

FMうじということで、地域コミュニティーという存在でございますので、そういったところを活用して組合のアピール、環境啓発に努めていきたいというふうには考えているところです。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ちょっとお聞きしました意図が、ごめんなさい、ちょっと伝わってなかったんですが、視覚障害をお持ちの方にどう広報を届けていくのか。視覚の障害をお持ちの方にどう広報を届けていくのかというのがちょっと課題かなというふうに思っております、こういったものをどう活用していくのかというのが本当に重要なことというふうに思っています。各市町などの中でも広報の音訳事業なんかされていますので、ぜひちょっとご検討いただいて、せっかく番組持っておられるんですから、これをDVD化して希望される方にお配りされるとか、またこういったこともご検討いただければというふうに思います。

それと、ごめんなさい、これ、通告していなかったんですけど、新型コロナ対策について、特にご説明がなかったんですが、当然2021年度も新型コロナの感染症対策は重要になってくるかなというふうに思うんですが、特に予算措置がされていないのかということと、あと折居などと言いますと、委託先がありますから、折居の運転委託されているところとの関係で言いますと、この新型コロナのもとで感染が広がって、これ、委員会でも議論したことがありますけれども、委

託先が、事業が工場運営できないようなことがないように協議などはどのような形でされているのか、ちょっとご説明いただいてもいいですか。予算の関係も含めて。

○坂本優子委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 私の方からは、クリーンパーク折居の方が一感染した場合の対応ということで、こちらの件につきましては、先ほど専任の方からもありましたが、議員研修会のときにご説明したいというような思いもありまして、今回できなかったということで、資料配付のみで終わらせていただいております。その中の資料に記載をさせていただいているんですけども、クリーンパーク折居の場合で、万が一感染者が出た場合、今ある班体制を変更させていただきまして、6名ないし7名までは体制を変えることによって対応ができるという状況になっております。その中で、またそれ以上の感染者が発生した場合には、関連会社、要するに日立造船になりますが、そちらの方から人員の補充等を行っていくということで確認をさせていただいております。その中でも、なお人が足りないというような状況もあるかなというように思います。様々な想定はありますが、ごみピットに貯留するごみ量、これにつきましては、クリーン21、クリーンパーク折居、年に一度ですが機器の整備工事として、年に10日ほど焼却炉がとまる時期がございます。こういう最悪の状況で、そういう状況が一番ごみがピット内にたまる状況になります。このときクリーン21とクリーンパーク折居の中で、さらにごみを貯留する量は1,000トンほど貯留できるというように見込んでおります。クリーンパーク折居につきましては、平均的に日量100トンが搬入されてきております。それで割り戻すと、10日、土日を含めると2週間、これは最大にごみがたまった年に一度にある状況のときにかち合った場合ですが、それでも2週間、ごみピットで貯留し、住民さんの可燃ごみを受け入れることが可能だというように判断しております。今後も引き続き感染予防対策について、クリーンパーク折居、城南環境テクノロジーさんと議論をし、対策を万全に取ってまいりたいというように考えております。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 コロナ関係の予算ということですがけれども、基本的には市町と違いまして、当組合の場合は職員の対策というところが1つ大きなところかなと思っております。今年度であれば、この間、基本的には3密の回避なり、手指衛生、マスク着用、こういったそれぞれで対策をするというところが1つの方法というところさせていただいております。そんな中でやはりマスクのなかなか手に入らないという状況がございましたので、当組合としましてはエッセンシャルワーカーということで、止めることができないというところがございましたので、今年度につきましては既決予算の中でマスクの方を購入して職員に配布させていただく、また、消毒のための消毒液、こういったものを購入して対応するというのを今年度させていただいております。こちらについては、既

決の中でやりくりをさせていただいておりますので、特段補正等もさせていただいておりません。来年度につきましても、基本的にこういった部分は一定のストックはさせていただいておりますので、今のところ予算としては計上しておりませんが、必要があれば、既決の中で不用額を使わせていただくなりをする中で対応は可能かなというところを考えておりますので、こちらについては、予算は計上しておりません。

ただ、それぞれ個別にはなりますが、先ほどデジタル化のところでも説明させていただきましたとおり、まずは在宅勤務に向けての環境整備、これも1つコロナに向けての対策にもなるのかなというふうに考えております。また、ウェブ会議の方もやはり3密回避、人と人との接触回避というところから言えば、こちらの方もコロナ対策というような形での予算というふうにも考えているところであります。

あと、デジタル化の推進の中で来年度、26ページにありますように、デジタル化の推進のところでキャッシュレス決済の導入という形も新たにさせていただいております。今回、まずは工房での教室の参加料等の支払いに電子決済Pay Payを導入するというような形で、住民サービス向上というような形では使わせていただいておりますが、やはりこちらもウィズコロナ時代というところからの非接触意識の高まりによるキャッシュレスということが求められておりますので、まずはここから始めるというところでさせていただいておりますので、こういったところがコロナに向けての対策の1つかなというふうには考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ご答弁にありましたように、エッセンシャルワーカーということで、止めることのできない業務であるということ、本当に重要なことを担っているなというふうに思っております。ですので、基本としてはやっぱり職員の皆さんの体調管理などについては徹底いただいて、ぜひその点については徹底いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、委託先についても同様に検温などがされているのかといったことも含めて、しっかりとモニタリングをいただきたいなというふうに思ひますのでお願ひします。

最後に、簡単にお聞きをいたしますけれども、概要書の4ページであります職員体制でありますけれども、まず職員の年齢構成がどうなっているのかということと、同時に採用試験の競争倍率をお聞きしたいというふうに思ひます。というのも、一般職の競争倍率は一定あるのかなというふうに思ひますが、技術職採用がこの間なかったということをお聞きしていますので、特に技術職の採用状況をお聞きしたいのと、この人材確保のための方策をお聞きしたいというふうに思ひます。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 職員の年齢構成であります、トータル89人の中で、20

歳代が8人で9%、30歳代が29人で32.6%、40歳代が27人、30.3%、50歳代が20人、22.5%。60歳代が5人、5.6%というような形になっております。採用試験の状況ですけれども、直近5年程度でお示しさせていただきますと、平成28年度に行政事務職の採用試験をさせていただいております。62人の応募に対して、最終合格者が2人ということで、倍率でいきますと31倍。平成30年度にも、行政事務職で66人の応募に対して合格者が1人ということで、66倍になります。令和元年度には行政事務職を52人の応募に対して3人採用ということで、17倍となっております。今年度、令和2年度にも技術業務職の方を9月、10月にさせていただいております、応募者が16人に対しまして、最終合格2人。技術業務職の方で最終合格2人を出させていただいておりますので、8倍という形になります。現在、行政事務職の方も2月に実施させていただいております、99人の応募に対しまして、現在最終合格者として5人、出させていただいておりますので、倍率でいくと20倍という形になります。技術業務職、たしか昨年度のご質問もございまして、その中では、令和元年度に技術業務職を募集したものの、最終合格者がいませんでしたという形でご説明させていただいておりますが、今回その辺も踏まえまして、今年度の技術系職員の採用試験においてというところで、コロナ禍というのもございましたが、通常一次試験、筆記試験をやっているところを、今回エントリーシートによる書類選考というような形で、職務経験なり資格、こういったところを考慮するような形を特に持つというようなところの人物評価というような形を重視した採用試験をさせていただいております。

また、2次試験においても、専門性等を確認する技術的な個人面接と、それから職員の資質確認とした個人面接を2種類実施するなど、より人物評価を重視する試験というような形をさせていただきまして、多くの人物を見させていただきまして、結果としては2名、最終合格者を出すことができたということになっております。

応募者数がなかなか増えないということもございまして、その辺も踏まえて次年度以降、試験方法を工夫、また引き続きさせていただいて、やはり当組合、技術系職員が必要でございまして、そういった採用については引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 最後にお聞きをします。これは8倍ということで、高いのか低いのかという評価は難しいんですけども、実は自治体全体としても、技術系職員の採用というのは本当に難しくなっています。大手のところの条件がよくなっているもとの、技術系職員をどう確保していくのかということは非常に困難になっているんですが、技術継承のためにはどうしても必要なことですので、これ、どう技術系の新規職員を採用していく、また技術継承を図っていく、世代継承を図っていくように努力をされるのか、その点について、再度ご説明いただいで終わりにしたいというふうに思います。

○坂本優子委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 技術系職員の採用について、今委員さんからありましたとおり、非常に採用に苦慮しています。先ほど総務課長の方からもご答弁させていただいたとおり、様々な方法でなるべく広く採っていくという形で、今回面接試験という形で、技術系の管理職、そして人事担当の管理職の方で2回にわたって面接試験をさせていただいて選考させていただいた次第であります。今後につきましても、採用については非常に苦慮するなというように率直に思っております。そういう中で、技術系職員、どうしていくのやと。この間、当組合、技術継承ということで、OJTの担当として3年前から現場に配置し、川島の方で、この間、技術継承の在り方、昔ながら、先輩の姿を見て育つんじゃないかと、それが持続的、継続的に行われる体系としてのものを一定つくり上げました。それにおいて、今後、採用させていただいて、その人物を育てていく、そちらの方にやっぱり重点を置いていかなければなかなか採用できないのかなと正直思っています。そういう人材育成計画の中で、入って5年目まで5年間、具体的なスケジュールをもって教育体系をつくりましたので、今後はある一定技術系ということになりますので、我々としては、学術的に言えば、理数系の基礎知識の持った者ということで採用していき、そして内部で育成していくということの方向もしっかりと考えていかなければならないのかなというように考えていますので、そのように今後、様々な方法で技術の人材を確保してまいりたいというように考えております。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 よく分かりました。本当にご苦労されているかというふうに思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○坂本優子委員長 ほかに質疑は。

岡田委員。

○岡田久雄委員 私の方からちょっとまた1点聞きたいんですけども、参考資料の25ページの4番目の京都文教大学との連携というところで、平成30年度から事業連携を開始し、京都文教大学との協働関係をさらに深め、学生とともに効果的な環境啓発手法等について検討を行いますと、また新たに地域インターンシップの受入れを行いますというところでございますけれども、もう少しちょっと詳しくご説明いただきたい。どのような検討されるのか、学生さんは何人ぐらいおられるのか。それとまたいつ頃にされるのか、また何回ぐらいを予定されているのかということと、地域インターンシップの受入れということですので、衛管でもこれ、受入れされると、今度からというふうに思うんですけども、どのような方法で受入れの周知をされていくのか、また何人ぐらい予定されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 文教大学との連携ということですが、平成30年度から連携させていただいています。基本的には京都文教大学の方の授業がございますので、授業の中で当組合の課題等、こういったものをテーマに詰めさせていただいて、それについて各学生さんの方で考えていただく中で、何かしらの提案をいただいたり、ご意見をいただいたりというような形での連携という形で実施しております。

令和2年度でいきますと、春、秋にそういった事業が開催されまして、その中でごみ処理から持続可能な形成を考えるというようなテーマで、当組合の方が授業をさせていただいて、その取組成果について学生さんの方から提案されるというような形でさせております。令和2年度については、コロナの影響もございましたので、大学の方に行くということだけでなく、オンラインにはなりましたが、オンラインで当組合の職員の方が授業というような形で出させていただいております。

また、授業後には、その受講生らとともに懇談会というものを行わせていただいて、学生の考え、意見交換なんかを行わせていただいて、その様子なんかはフェイスブックとか広報紙の方に掲載というような形でさせていただいています。

次年度以降についても引き続き組合の抱える課題とか、地域の生活環境問題の課題と、こういったものをこういうプロジェクト科目授業というものに連携させていただいて取り組んでいきたいというふうに考えております。

インターンシップの受入れ検討という形でさせていただいております。基本的にインターンシップですので、組合の方から何名来てくださいというものではなくて、京都文教大学さんの方が、そういったインターンシップの受入先というのを募集というか、されていますので、そこに城南衛生管理組合という形で入れさせていただいて、あとは大学の方からこういった形でご連絡があるのかというような形で進んでいくのかなと考えております。

昨年度もインターンシップの受入れの申込みと申しますか、それはしていたんですけども、ちょっとコロナの状況がございまして、そのインターンシップそのものがやめられたということがございましたので、今年度についても、引き続きインターンシップの受入れをさせていただくという要望は出させていただこうかなと思っております。あとは実際にこれが文教さんの方からうまく合って、組合の方に来ていただけるかどうかというようなところになるのかなと思っております。組合の方でもこういったところが受けられるのかなとは考えておりますが、1つには広報の関係、いろいろと広報紙の部分、SNS部門もございますので、こういったところに若者のご意見を入れていただけるような何かそういったことができたかなというような形での受入れを考えております。

○坂本優子委員長 岡田委員。

○岡田久雄委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○坂本優子委員長 相原委員。

○相原佳代子委員 よろしくお願ひいたします。私は皆さんと質問もほぼほぼ重なっているところもありますので、広報広聴のところでは1点お聞きしたいと思ひます。

今回のこのコロナ禍によりまして、家庭系のごみの排出もすごく多くなりまして、お休みをしていただくこともありませんので、家庭におきますそういう環境問題というのに取り組むことに関して非常によい機会になったのではないかとひうふうに思ひます。そして、ごみ問題のみならず、やはり組合がやっていたひいては廃棄物の処理ということにつきましても、3市3町の子どもたちの学習面においても、小学校4年生ぐらいでしたら、いつもこちらに来られたりとかあったと思ひますので、大変こちらの組合さんがそういう地元の子どもたちの環境学習にも役立って、大変そういった役割も大きいかとひうふうに考えます。

そこで、先日の総務委員会でも重なるところはあったんですけども、ホームページであったりとか、あとはフェイスブックなども大変今頻繁に出しておられますので、ぜひともこれはちょっと、今回手法などについて検討を行いますと書かれておりますので、1つはその3市3町、今、首長さんもお見えなっておりますので、その3市3町さんのホームページにそういった今の組合のホームページをリンクされるであるとか、そういった活動とひうか、ことをしていただきたいなと思ひるのが1点。そして、先ほどから出ています、オンラインの授業であったりとか、そういうこともこれからはどんどん取組を進めていかれるかと思ひますので、そういった環境学習の授業にこちらとも、今、DVDであったりとかそういうこともされていますけれども、オンライン授業もそれぞれの学校と連携してやっていたいただきたいなとひうふうに思ひますが、それらについてのお考えはひうかがでしょうか。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ホームページの市町へのリンクということで、特にこの間、こういっただころ、広報紙なんかには組合の情報を書いていただくとか、そういっただのは個別にお願いをして、これまでも剪定枝の募集であるとか、職員募集であるとか、様々な面で広報紙なんかについては組合の記事を書いていただくというようなところはこの間もやっておりますので、そういったものの延長線ということにはなるかと思ひますが、そういっただころのできるかできないかも含めて、構成市町の方とご相談させていただく中で、可能であれば、そういっただころもまた研究していきたいなとひうふうには思っております。この間、逆に構成市町さんのごみの関係の情報は組合のホームページにリンクして飛ぶようにとか、組合の方から市町さんに入っていたいただくというリンクはさせていただいておりますので、またその辺も含めて、構成市町さんとご相談もしていけたらなとひうふうに思ひます。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 環境学習のオンライン授業化の関係ですけれども、先だって廃棄物、総務両常任委員会の方で組合の環境学習の今後の方向性ということで、現在検討させていただいて、なお今後まだ建設までにいろいろ研究を進めていくというようなことをご報告申し上げますけれども、オンラインの小学校さんとの授業につきましては、やはり小学校さん側のご意向なりもお聞きする必要がありますし、これからも小学校4年生の環境学習というのはもう学習指導要領にも定められておりますし、申込みがございましたら、組合の方はもう断る理由もなく必ず受入れをしていくということで進めておりました、そのような中で今後、学校さんとも協議しながら施設見学で毎年、お話しする機会がございますので、委員のご意見を含めまして、今後よく研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 相原委員。

○相原佳代子委員 管内の47の小学校、中でもなかなか未実施のところがあるんだということもちょっとお聞きしておりましたので、それはやっぱり人数が少ないからとか、そういうことも中に入ったかと思っておりますので、そういった場合に、やっぱり新庁舎とこのクリーンパーク折居、環境学習の場としてやっていくということもお聞きしておりますので、ぜひともそういったところを教育委員会、先生とも話をさせていただきながら取組を進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○坂本優子委員長 ほかに。
亀田委員。

○亀田優子委員 よろしくお祈いします。事前にお知らせもしていたんですけど、1点ちょっと追加でさせていただきたいと思ひます。職員体制についてなんですけど、概要書の2ページに、職員の主な増減が書かれております。先ほど来、技術職の職員の採用のことなんかにも質疑がありましたけれども、その表、令和2年度と令和3年度、上の表ですが、比べていまして、一般職の人数は89人と変わらないんですが、施設ごとの配置されている人数を教えていただきたいと思います。クリーン21長谷山なんかは直接、衛管職員がやっていると思うんですが、89人の事務職除いて現場の職員ですよね。施設ごとの職員配置を教えてください。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 すいません、ちょっと今手持ちございませんので、調べさせてもらってよろしいですか。すいません、お祈いします。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○**亀田優子委員** ちょっと調べていただいている間に、ここでお聞きしたいのは衛管の職員、正規の職員が最大ではあったときには168人おられたというふうに聞いております。この10年余り、民間委託などが進められて、今こういう89人という人数になっているかと思うんです。施設ごとの人数をお聞きしたかったのは、廃棄物処理委員会の方にも示されましたが、事業系一般廃棄物の搬入の日数ですよ。今まで平日の搬入でしたけれども、それを土曜日、試行的にというふうにあります、第2、第4土曜日、適正搬入をしているところについては第2、第4土曜日を受け入れるというふうなことを試行的に進めるというふうにあるんですが、これだけ見ていましたら、業務量が増えることになるんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺りの体制強化を検討されてこういうふうな提案をされているのか、ちょっとその辺りが気になったのでお聞きしたいなというふうに思っていますが、その辺りはどんな状況でしょうか。

○**坂本優子委員長** 野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** この予算書で示させていただいている人数は、あくまでも今年の1月1日と去年の1月1日の比較でございまして、先ほど採用試験のところでも申しましたように、今年度、内定を出しただけでまだ来てくれるかどうか分かりませんが、7名の人に採用内定を出しております。この7名のうち、全て退職者の補充というわけではなくて、こういった新しい施設の建設もありますし、今、委員からご紹介ありましたように、長谷山の土曜日の搬入、あるいは料金後納ですとか、いろいろ新しい取組もしようと思っておりますので、そういったところへの体制充実、当然コロナのこともございまして、コロナのことも含めた体制充実ということも踏まえた職員採用を考えているところでございます。

○**坂本優子委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** 1月1日の比較ということで、これはこれで分かったんですけども、それであるならば、7名の採用内定、1人が来てくれるということでいいんですかね。ちょっとその辺、衛管としては89人からどのぐらい増やそうというふうに考えておられるのか、その辺の見通しを教えてください。クリーン21長谷山の事業系一般廃棄物の搬入日の受入れを増やすということで、結構展開検査を月1回から毎週1回やるんですよ。それだけでもかなりの業務量になるかと思うんです。それ以外にも、プラットフォームでの監視業の委託の追加とか、いろいろ事業が増えると思うんですけれども、その辺はどういうふうな体制を考えておられるのか、教えてください。

○**坂本優子委員長** 野村専任副管理者。

○**野村賢治専任副管理者** 個別の事業のことについてはまた衛生費のところでもお答えさせていただきますと思いますけれども、7名のうち少なくとも複数名を新規対

応分、退職者の補充ではなくて、新規対応分というふうに考えております。それ以外のところにつきましても、ほかの所属等含めまして、最初にご説明させていただいたように、安心・安全な工場運営が行われる体制というのを令和3年度つくっていきたいということで体制充実も含めて予算をお願いしているところでございます。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 すいませんでした。施設ごとの人数、分かりましたので、答えさせていただきます。あくまでも今回の予算ベースという形になりますので、令和2年4月1日現在の職員数という形になります。クリーン21長谷山につきましては24人、クリーンパーク折居については4人、それからエコ・ポート長谷山につきましては予算的には5人、リサイクルセンター長谷山につきましては、一般職は11人、それからグリーンヒル三郷山は3人という形になります。これはフルタイムの職員さんということになっていますので、短時間の再任用職員さんについては入っておりません。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ありがとうございます。それであればクリーン21は24人ということなんですが、それぞれ今度新規採用を見込んでおられるというところと言えば、どの辺りに配置をしないといけないのか、その辺の見通しというか、お考えが分かれば教えてください。

以上です。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 先ほどもお答えしましたけれども、体制充実も含めて考えておりますが、具体的にどの職場に何人配置するということ、これ、今組合とも話をしているところもございますので、現時点でどこに何人というのではなくて、クリーン21を含めて体制充実を考えているというふうにご理解いただきたいと思います。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今組合とも協議中ということですので、ぜひ現場のやっぱり意見をしっかり聞いていただいて、先ほどから言っています事業系廃棄物の土曜日搬入の施行も7月からというふうにこの資料には書いてありますので、それまでにはきちんと業務量が今以上に増えたりすることがないように、組合とも協議をしていただいて、適切にやってほしいと思います。

それから、続きまして、予算書とか概要書にはないんですけども、入札についてちょっとお聞きしたいと思います。

先日の本会議でも、沢中継場の建て替えの問題で質問をさせていただきました。あの件につきましては、一般競争入札をされたんですけれども、予定価格を超えていて、1者しか入札に応募なくて、価格を超えていって、随意契約で少しもともと入札申し込んできた金額よりも800万円安く契約をしたというようなことが分かったんですけれども、そのときにも感じたんですけれども、やっぱり随意契約というのはあくまでも競争入札が原則で、その例外的な扱いなんですよね。随意契約でやっぱりやるということは競争性が本当になくなってきて、あと公平性とか透明性をしっかり担保しなければ、住民の方の理解を得られないと思うんですけれども、この間の質疑では衛管の財務規則の中で、そういう場合の1者入札とか、随意契約に至る過程を決めているというような答弁やったと思うんですが、ちょっと財務規則もホームページから打ち出しましたけれども、これのどこに規定をされているのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 随意契約に関する質問ですけども、委員ご指摘のとおり、やはり原則一般競争入札であるということは、当組合においても変わりません。当然、公平にいろんな業者に入っていただくところがございますので、そこは一般競争という形かなというふうに考えております。ただ、業務において、やはり随意契約である合理的な根拠、妥当性、こういったのを明確になるものについては、随意契約を進めていくというような形で当組合も進めておりますので、そこについては一緒かなと思います。前回の中継に関する予算、契約ですけども、委員ご指摘のように、一般競争入札をさせていただいて、結果として一者での応札でしたというところになります。ただ、広く公募させていただいて入札もしておりますので、そういったところでは1者入札でも可というような形で進めさせていただいております。

財務規則の方で言うてますのは、あくまでも一者入札のことではなくて、再度入札、こちらの方がやっぱり1回目の応札において1者になった場合については、再度入札は実施しませんというようなところを財務規則の方に記載させていただいておりますので、そちらの方の規則に基づいて、再度入札はしませんでしたよということが前回の議会での説明ということになっておりますので、その旨、ご理解いただければというふうに思います。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 国の方の指針につきましても、随意契約の長所と同時に短所というところも書かれていまして、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちであるというようなことも、国の方もはっきりと明記をしています。なかなか私たちにとっても、財務規則のところに書いてあるということなんですが、やっぱり今、大阪とかあちこちの自治体で随意契約を行う際のガイドラインというのを決めているところがあるんです。ちょっと京都府の方も探してみたんですけど、あまりそういうものが見当たらないし、大

体大阪とか埼玉とか、あと上尾やったかな、その辺ではネットでヒットするんですけども、そういう誰が見ても分かるような随意契約を行う際のガイドラインというのが、やっぱりこれだけ大きな沢中継場の工事と言えば、20億規模のお金を使ってやるわけですから、そういう透明性とかを担保するような手だてが要ると思うんですが、その辺のお考えを教えてください。

○坂本優子委員長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 委員ご指摘のとおり、一般競争入札を原則とする契約方式というのは原則でありまして、随意契約というのは例外やというのは十分に認識しているところでございますけれども、しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項により、一般廃棄物の処分を委託する場合の基準は政令で定めると規定されておりまして、これを受けて、同法第4条第1項第1号により、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。また、同項第5号により、委託料が委託業務を遂行するに足る額であることなどの委託基準に合致していることが大前提にあるということでございますので、一般廃棄物処理業務という特殊性、専門性に鑑みまして、安心・安全に確実な履行を最優先に考慮する必要があるというのが法律の定義になっております。単に、価格の低廉性を重要な要素と位置づける一般競争の入札の方法によるのは廃棄物処理法及び同施行令の趣旨に相入れないものであり、必要時における随意契約の締結はやむを得ないものと考えております。したがって、競争入札が廃棄物処分等業務委託になじまない合理的な根拠、理由があれば、むしろ同法令の趣旨に合致し、匿名随意契約を行ったとしても、問題ないというふうに考えているところでございます。

それと、ご指摘いただいておりますように、他市町では例外の随意契約について、ガイドラインということで行っているというご指摘でございますが、当組合でも多くある競争入札に適しないとして行う随意契約につきましては、これまで実施例や当団体の例をまとめるなどして、分かりやすく説明できる資料等は有効というふうに考えておりますので、この際、今後、他団体のガイドラインを研究してまいりたいというふうに考えております。

ただ、今言いました廃掃法令等の関係からいきまして、随意契約というのはひとつ有効な手段になっているということにつきましてはご理解いただきますように、よろしく願いいたします。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今のご答弁で分かりやすくしていくことは考えていかないといけないというのがご答弁やったかなと思うんですが、それはそういう方向でまたどういうガイドラインがいいのか、つくられるのかどうか分かりませんが、誰が見ても分かるようなものをぜひ考えていただけたらというふうに要望しておきます。

あと1点、財務規則で規定しているのが再度入札をしないことを規定しているというような答弁やったんですけど、この間のやり取りでも、やっぱり見積りとかそういった積算をやり直さないといけないから、時間がないからというようなことも言われたんですけど、再度入札で。それであるならば、もう少し前倒しをして入札の事務に入るとか、やっぱり複数の見積書とかで判断をしていくということも要るのかなというふうに思うんです。この沢中継場に限らず、その辺はどうなんでしょうか。その辺りを教えてください。

○坂本優子委員長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 すみません、まず地方自治法の施行令の第167条の2の第1項の第1号から第9号までが随意契約できる、該当する事由が定めておりまして、その中に第8号と言いまして、いわゆる不落随契という号がございます。1つは入札者がいない、ない、存在しない場合、あるいは再度の入札を行っても、落札しない場合、そういった場合は不落随契ということで随意契約に切り替えて、随意契約として行うということになっておりまして、財務規則の申し上げた当該規定というのは、ここでいわゆる2回目の再度入札、1者の場合は再度入札は行わない、行うことができないということになりましたので、再度入札は必然的にできない。ただ今、委員がおっしゃったことは、再度公告入札、これについては、本来は検討してできるものならやるべきものなんですけども、本会議で申しあげましたように、仕様書なり条件を再度見直しまして、予定価格等を全部変えまして、それで当然、他者の、いろんな見積金額をお取りしまして、再度設計を見直した中で再整理して、公告、公募を打ちまして入札をかけると。入札するだけでも、最低でも2カ月、最後、契約議案として、議会の議決をいただかなあかんとなりますので、さらに時間がかかるということで、再度公告入札、いわゆるやり直し公告で入札する場合はさらに時間がかかるので、事実上、1者しか入札に応じていただけなかったもので、今度やったとしても、恐らく1者でありますでしょうと。大手のといえますか、今まで実績のある業者さんの方にも今回の公告に当たりまして、数は少ないですけども、お声がけを1者ずつさせていただいて、何とかご応募いただけませんかということとさせていただいた結果が1者ということとございましたので、1者になりましたこの事実、それから財務規則の再度入札を行わないということをもちまして、地方自治法施行令の167条第1項第2号ということで、競争入札、結果として適しないという該当事由をもって、今回随意契約を進めさせていただいたということとご理解いただきたいと思います。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今回、数は少ないけれども、該当する事業者さんには声をかけて、なおかつ1者しか応募がなかったということで、不落随契という扱いをしたということで、その辺の事情は分かりました。ただ、先ほどから言っていますように、もう少し分かりやすい指針なりをぜひ示していただけるようなご努力はお願いしたいなというふうに要望して終わります。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時52分休憩

午後 0時45分再開

○坂本優子委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

衛生費の説明に入ります前に、相原委員の方から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

相原委員。

○相原佳代子委員 ありがとうございます。午前の質問の中で、確認したい箇所が1点ありますので、お願いいたします。先ほど、3市3町のホームページに城南衛生管理組合のホームページをリンクしていただきますようお願いしておりましたが、その際に、管内の全小学校に対してもリンクを貼っていただきたいというふうに確認しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[衛生費]

○坂本優子委員長 それでは、衛生費について説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 続きまして、衛生費全般について、ご説明申し上げます。

衛生費は組合の根幹業務であります、し尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の19ページ、清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿、ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。清掃総務費の合計額は4億8,090万9,000円となり、対前年度比較では3,189万5,000円の減額となっております。この要因は、前年度計上しておりましたクリーン21長谷山長寿命化等検討業務委託料2,179万9,000円が業務完了に伴い皆減となったほか、同じく、この費目に計上している職員給が人員の減により1,763万8,000円減額となったことなどによるものでございます。

次に、予算書の19ページ下段から20ページのし尿委託費をご覧ください。

令和2年度から新たに事業協同組合への一括委託を実施いたしました、くみ取り家庭等の定期収集と臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額2億8,037万5,000円を計上いたしており、対前年度比較で2,062万7,000円の減額となっております。これはし尿収集運搬委託台数の減少に伴い、し

尿の収集運搬に要する経費が減額となったほか、前年度に実施いたしました地図検索システム更新に係る費用が業務完了により、皆減となったことなどによるものでございます。そのほか3台分の転廃業助成金1億1,349万6,000円を計上いたしております。

次に、20ページ中段の徴収費をご覧ください。し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計231万円を計上いたしております。

次に、20ページ下段から21ページのし尿処理費をご覧ください。

し尿処理費の総額は1億2,548万1,000円となり、対前年度比較では1,723万6,000円の減額となっております。これはクリーンピア沢の老朽設備改修整備工事などの維持管理経費の減によるものでございます。

ここで概要書の23ページ、上の表をご覧ください。ここでは過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と、令和2年度、3年度の推計量をお示しいたしております。令和3年度の処理計画では2万9,860キロリットルのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。なお、全体搬入量は平成27年度実績の66%に減少しています。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。予算書、21ページ下段から22ページのごみ焼却費をご覧ください。

ごみ焼却費の総額は16億1,896万9,000円となり、クリーン21長谷山の老朽化に伴う定期点検保守整備工事費の増加や、クリーンパーク折居の補修費等の変動に伴う運営業務委託料の増加等により、対前年度比較では2億2,005万5,000円の増額となっております。

概要書の3ページをご覧ください。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載いたしておりますとおり、これはクリーン21長谷山に要する経費が11億9,826万8,000円、クリーンパーク折居に要する経費が4億2,070万1,000円でございます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、22ページ下段から23ページのごみ中継費をご覧ください。

ごみ中継車両の維持管理経費や、ごみ中継施設の維持管理を含めた運転委託料など、総額4億4,883万8,000円を計上いたしております。令和3年度はごみ中継施設更新工事の開始により、前年度比較で3億6,836万5,000円の増額となっております。

概要書の27ページをご覧ください。

ここでは、ごみ中継施設更新事業の概要を記載しております。令和2年3月に策定した、ごみ中継施設整備基本計画により、現行の可燃ごみ中継設備に加え、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装を中継するための設備を追加することとし、令和3年度から令和4年度にかけて工事を実施することとしております。また、工事受注者に対して、設計及び施工面の技術的な管理を行う必要があることから、専門業者による施工監理業務を併せて実施することとしており、令和3年度実施分として、ごみ中継施設更新工事に3億6,834万1,000円、同施工監理業務委託に1,814万円を予算計上いたしております。

次に、予算書23ページから24ページのリサイクル費をご覧ください。

缶、びん、ペットボトルなど容器包装廃棄物等の資源化事業及びリサイクル工

房の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億2,004万1,000円となっており、定期点検保守整備工事費の増等により、対前年度比較で983万1,000円の増額となっております。

概要書の30ページをご覧ください。

エコ・ポート長谷山の工房運営計画の概要を記載しております。平成17年度から開設しておりますガラス工房、衣服工房をはじめとする各種工房、教室の取組は大変好評をいただいております。令和3年度におきましても、エコ・ポート長谷山において各種工房、教室を開催するほか、構成市町のイベントや、小学校、自治会などの各種団体からの出前講座の依頼にも積極的に応えていく計画としております。

次に、予算書にお戻りいただきまして24ページ下段から、25ページのごみ破碎費をご覧ください。

不燃物の破碎選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、総額2億4,054万円を計上しており、定期点検保守整備工事費や工場用設備交換部品購入費の減等により、対前年度比較では912万7,000円の減額となっております。

次に、予算書25ページ中段のごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金など、合計で6,467万2,000円を計上しており、対前年度比較では1,955万円の減額となっております。これはグリーンヒル三郷山及び奥山排水処理施設において修繕料などの維持管理経費が減少したことによるものでございます。

概要書の最後のページ、31ページをご覧ください。ここではグリーンヒル三郷山の埋立処分実績と、埋立計画の概要を記載いたしております。令和2年度末において、埋立進捗率が全体計画量の50%を超過する見込みとなることから、令和4年度に埋立処分地を測量し、測量結果に基づいた埋立量及び残余量に見直す計画を予定しております。また、令和3年度につきましては、浸出水処理対策検討業務に761万2,000円を予算計上いたしており、梅雨や台風等がもたらす降雨の影響により発生する過剰浸出水の処理対策について抜本的な検討を行う計画としております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○坂本優子委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

清水委員。

○清水章好委員 予算書のページ21に値するかと思います。

印刷製本費につきまして、私は令和2年11月、廃棄物処理常任委員会におきまして事業系のごみ処理について、宇治田原町の事例を参考に、改めて周知、啓発をしてはどうでしょうかと質問をさせていただき、事業系一般廃棄物の中に金

属やプラスチック類の不適物が混入しているなど、様々な課題があるとお伺いしました。その内容は、さきの2月17日の開催、廃棄物処理常任委員会でも報告がございました。11月の委員会でのご答弁では、事業所向けのパンフレット作成に着手しようと考えていますとのことで、早速予算に計上されておられることを感謝申し上げます。そこでお伺いいたします。

予算書のページ21、5番にあります、ごみ焼却費の説明欄に印刷製本費が8万3,000円計上されているのが、この事業系ごみのチラシに当たると思うのですが、これで合っていますでしょうか。

次に、啓発チラシの予定枚数、お聞かせください。

次に、チラシの名称や記載内容をお聞かせください。そしてその活用方法などを聞かせいただきたく思います。

以上でございます。

○坂本優子委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 事業系一般廃棄物の不適正搬入の原因の1つといたしましては、排出事業者の段階で適切に分別されていないということが考えられております。そのため、排出事業者へ適正な排出をお願いする啓発チラシを作成、配布する計画でございまして、委員おっしゃっていただいたとおり、印刷製本費の8万3,000円、こちらの方を計上いたしております。

また、啓発チラシの予定枚数なんですが、A4サイズ、裏表のチラシ3,000枚程度を想定しております、全ての排出事業者さんにお配りしたいというふうには考えております。チラシの具体的な名称や詳細の内容というのは、これから構成市町と協議して検討していく予定としておりますが、大まかな内容といたしましては、1つ目に事業活動に伴う廃棄物のうち、プラスチックや金属類は産業廃棄物であり、組合への搬入は不法投棄となるため、適正に分別していただく必要があるということ。あと2つ目に、廃棄物処理法では、事業活動に伴う廃棄物の処理責任は排出者さんにあるため、処理業者が持って行ってくれたら終わりというわけではなく、最終処分まで責任を負うこととなっているということを記載できるようにしていきたいというふうに考えております。また、前回、委員にご指摘いただきました、住居が一体となっている事業所からのごみについても、事業活動を伴うものについては事業系一般廃棄物であるため、ごみステーションに出せないということについても、記載をして啓発していきたいというふうに考えております。

廃棄物処理法では、事業活動に伴う廃棄物の中で、その性状により、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しており、排出者さんにとっては分かりにくいところがありますので、このチラシを全ての排出業者にお配りして、分別方法について理解していただきたいと考えてございまして、また来年度は排出事業者への訪問指導も実施したいというふうに考えておりますので、そのときの資料としても活用したいというふうに思っております。

来年度から、事業系一般廃棄物の不適正搬入の対策として、冊子、チラシ等での啓発のほかに、展開検査の増加や、排出事業者さんへの訪問指導を行いたいと

考えておりますが、廃棄物の排出段階の指導は、構成市町の範疇となりますので、構成市町としっかり協力しながら対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

○坂本優子委員長 清水委員。

○清水章好委員 ありがとうございます。よく分かりました。

1つだけご要望させていただきたく思います。3,000枚チラシを作られて、事業所さんの方に配布されるということですが、各市町の環境担当部局にも、そのチラシをお渡ししていただいて、情報として共有していただくよう要望とさせていただきます。

以上でございます。

○坂本優子委員長 ほかに。

佐々木委員。

○佐々木真由美委員 私の方からはクリーン21長谷山の改修整備工事費についてお伺いします。これは予算書で22ページ、概要書で29ページです。

先ほどご説明ありましたように、クリーン21長谷山の改修整備工事費として6億6,000万円ほど計上されております。こちらの概要書の方を見ますと、令和3年度というのは有効性の検討であるとか、方針決定というふうな内容で図が示されていると思うのですが、この約6億6,000万円の予算額の内訳を教えてくださいたいと思います。併せまして、この長寿命化事業、これはこれからまだ計画の策定みたいのところへ行くんですけども、事業全体の大体予想されている総額、それから今後の見通し、何年ぐらいかけてということとか、現時点で分かっていることがありましたらご説明いただきたいと思っています。

○坂本優子委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 私の方からは、まず長谷山改修整備工事費の6億5,900万円の説明になるんですけども、こちらの方は毎年行っております維持補修経費という形でありまして、長寿命化の管理とは別で、毎年行っているオーバーホール工事費の経費として計上させていただいているものとなります。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 私の方からは長寿命化の関連でご説明をさせていただきます。

まず、長寿命化の方の総額の見通しということですが、先だって廃棄物処理常任委員会の方で、この間、取り組んでいます長寿命化検討業務の進捗ということでご報告させていただいておりますけれども、コンサルタントを活用して、今検討を進めておりまして、その概要になるんですけども、長寿命化総合計画

をつくるのに、まず、クリーン21長谷山を、例えば建て替える場合、それと、今、川戸の方が申しあげました定期点検整備工事、これをずっとやる方法、それと交付金を活用して、長寿命化、延命化工事を実施する、これを約35年間にわたって比較、検討をコンサルの方でしております。その結果をもちまして、現段階では一定長寿命化の方が、有効性があるのではないかというような結論に至っております。現段階では総額として約53億円ということでございます。ただし、こういう整備費というのは、この後の搬入される廃棄物の性状でありますとか、今後の人件費、あるいは材料費等の物価変動もございますので、次年度以降、この辺、もう一度、組合内部の方で精査させていただいて、議会にお示しをさせていただきながら検討を引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

あと、長寿命化工事を実施する場合の、あくまでも現段階の予定ですけれども、工期としましては、令和5年度から令和9年度ということで、29ページの参考として書かせていただいております予定の方にお示しをしている工期で、現段階では計画をさせていただいているというものでございます。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 ご説明、ありがとうございます。

この6億5,979万円というのは、この長寿命化に特化したものではなくて、毎年行っている、すいません、経年で見ておりませんでしたので申し訳ないんですけれども、毎年これだけはかかるということなんですね。

○坂本優子委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 オーバーホール工事費につきましては、保全計画を年次計画という形で立てまして、計画的に実施をしておる中で、来年度については約6億5,000万ほどかかるというようなのでございますので、一応年度においては変動があるという形になっております。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 分かりました。じゃあ、その辺の保全にかかったりとか、修理がかかるであろう予測と、新しく建て替えるとしたらこれだけかかるというその辺の検討を令和3年度はやっていくという、そういう認識でいいんですかね。分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○坂本優子委員長 ほかにありませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 概要書の20ページの工場運営体制の推進というところで、人材

育成、組織力強化の取組の（２）危機管理対策の強化の②災害廃棄物処理計画の具体的運用というのがあるかというふうに思います。少しちょっとご説明も含めてお願いしたいんですが、本組合は平成30年1月に災害廃棄物処理計画を策定しています。一方で構成市町のところでは、災害廃棄物の処理計画を策定している市町はありません。国の方針や指導する環境省の方針などに基つけば、災害廃棄物の処理計画の関係で言うと、こういった整理がなされているのか。本組合と関係市町との関係でこういった整理がなされているのか、ちょっと説明的にご答弁いただければありがたいなというふうに思います。

○坂本優子委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 災害廃棄物処理計画の関係でございますけども、当組合としましては、発災時に集められた廃棄物がいかに迅速に、また円滑に処理できるかというのが求められているところでございまして、先ほどご指摘のとおり、30年1月に組合として災害廃棄物処理計画を策定したところでございます。その中で、組合内部の指揮命令系統の体制でありますとか、耐震化等の施設整備、それから発生する廃棄物量の推定、それから処理フロー、そういったものを定めているところでありますが、もちろん地域の住民さんの方から、排出されたごみを仮置場に堆積されるというようなところにつきましては、市町さんの方でお世話いただくところでございまして、そういった意味からも、この計画が実効となるものとするためには、構成市町さんとの連携が不可欠というふうに考えているところでございます。市町さんとは、日頃から担当課長会議等を通じまして、情報提供や協力する旨をお伝えしているところであります。一部のところにおきましては、そういう市町さんの処理計画の素案作成に協力させていただいているところでございます。

中でも廃棄物発生推定量、これにつきましては、当組合の計画の中では、地震、水害など最大被害時を念頭に、国の技術資料に基づき、管内全体を一括して推定したものを載せておりますけれども、今後市町の計画の方と整合性を取っていく必要があるというふうに考えております。これら相互の計画の整合性を図りつつ、きちんと発災時におきましては、廃棄物が集められ、運ばれ、また適正処理できると、そういった一連のフローがスムーズにいくように、市町さんの方とは共通の対応イメージを持ちまして、一体となった対応が行われるよう、今後とも十分連携していきたいというふうに考えているところでございます。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今ご答弁ありましたように、収集運搬については各市町の役割分担になってくるということでありまして、昨年度、本当に衛管の視察で勉強になるところを選んでいただいて本当ありがたかったなというふうに思うんですが、見せていただいた総社市などでも、1次仮置場、2次仮置場の選定などがかなりされて、災害ごみ、いわゆる災害廃棄物の処理を進めていったというような事例をご紹介いただいて勉強させていただいたんですが、要は1次仮置場、2次仮置

場などの仮置場の設置については各市町の責任になってくるということになるというふうに思うんです。

私は単純に考えまして、本組合のところで処理しますよという計画がどれだけつくられたとしても、各市町のところでもこの仮置場などの整備の計画がなければ、まず計画の意味がない。運搬のルールづくりや、市町との運搬、ごみ運搬の災害ごみの運搬のルールづくりや搬入のルールづくりなどが進まなければ、災害ごみの計画そのものが、簡単に言うと、絵にかいた餅になってしまうというふうに思うんですが、こういう市町のルールづくりというのはどういったテンポで進めていこうと思っておられるのか、またどういったおつもりなのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○坂本優子委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 先日18日に、今月18日なんですけども、実は京都府主催で災害廃棄物処理計画策定支援事業と称しまして、構成市町さんに対して、京都府であらかじめ作成しました計画骨子というのがありまして、それが提示されまして、その提示の後にそれぞれの各市町さんから肉付けのための何が必要かというヒアリング、そういったものが実施されております。こういった京都府の側面支援というのが行われたこともありまして、その中で当組合は参加して情報共有を行っているんですけども、組合の方でも、災害廃棄物については詳しい職員もおりますので、市町さんの何が必要かと、どんな情報が必要かと、どういう手助けが必要かという話をお聞きしながら、組合の方では処理計画の素案作成に協力していきたいというふうに考えておまして、その18日にヒアリングされた結果、多くの市町さんでは来年度中に計画策定予定というふうに聞いているところでございます。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ぜひ、その総合的なごみの収集から運搬から処理までの総合的な流れをつくっていただきたいというふうに思いますし、そこの調整をしようと思えますと、やはり京都府ですとか、何よりも本組合の役割が重要かというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと少し角度というか、質問の内容は変わるんですが、折居の新庁舎の問題、これ災害時の活用方法の問題で、周辺住民の皆さんとの懇談会でも意見が出ているかというふうに思うんですが、災害時の避難所としての有効な活用方法などがということが出ているというふうに思います。私も非常に視察に行かせていただいたところで理解が深まったんですが、ごみの焼却炉を持っている工場があるところに、この隣などに、同じ敷地内に庁舎がある場合は、ごみ焼却の過程で発電ができるわけですね。発電ができるということが、この発電、電気がなかなか災害時などでも使えない場合に、独自発電ができると。これも相当な量の発電ができるというのは利点だというような話がありました。こういった中で、折居の新庁舎が今度造られるわけですけども、災害時の避難拠点としての有効な活用

方法などについては、ご検討はされているのでしょうか。

○坂本優子委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 令和6年度に本庁移転を行いたいということで、新庁舎の建設基本計画を策定しまして、今後、来年度から基本設計なり実施設計をして、4年、5年で工事を行って、6年度には移転の方向でという目標設定でやっております。その中で、城南衛管として、どのように発災時の対応ができるかということは考えておるんですけど、隣に太陽が丘、これは広域的な災害対応の拠点というふうになっておりまして、その中で城南衛管として、隣に協力できること、先ほどおっしゃっていただきましたけど、発電をしているということで、工場の方にコンセントとか、停電時の利用できるような電源設備を設けましたり、一定の災害時の備蓄を行っていくということは基本的に計画の中では考えております。

住民さんの避難拠点としては、構成団体さんがそれぞれどこに避難場所を設置されるかという業務を考えていただくということになるんですけど、その中でもどうしても行政視察に行ったときには、向こうの団体さんの方からおっしゃっていただいていたんですけど、住民さんが突如やってくる可能性もあるというふうなところでそういうふうなことも考える必要があるんじゃないかというふうなところで、そういうところについても、例えば今はこういうところ、通常のタイル張りですけど、カーペットのタイル張りにするとか、そういうふうな方法も考えられるんじゃないかというふうなところで、まだ具体的な内容については決まっておりますけど、そういったことも一部視点として今後考えていきたいなど。あと、今、折居には災害用の備蓄倉庫というのを、京都府さん用、あと宇治市さん用それぞれ設けておりまして、その中で災害用の備蓄もやっていただいているというふうに聞いております。

以上です。

○坂本優子委員長 大河委員。

○大河直幸委員 避難拠点としての在り方についてお聞きをしましたので、今後また発電部分の有効な活用方法などについても、先ほど、隣の太陽が丘のお話もされましたけれども、有効な活用方法などについて、京都府さんや、周辺市町とよく協議いただいて、せつかくあるわけですから、有効な活用をいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はありませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 まず予算書の22ページのごみ中継費のところなんですけど、令和3年度ごみ中継設備更新工事費ということで、3億6,834万1,000円が計上されております。その工事内容について教えてください。また、この中継場の

更新工事は2カ年にわたって行うということなのですが、2カ年の工事スケジュールについても教えてください。

○坂本優子委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 委員ご質問の令和3年度のごみ中継費の3億の費用についてご説明させていただきます。実際の工程でありますとか内訳につきましては、契約後に提出されるものでして、まだ契約手続は終わっておらず提出も受けておりませんので、この令和3年度の経費につきましては、予算としてコンサルを活用して、工事工程案から出来高を想定した結果となっております。令和3年度は実施設計が10月頃、その後、建築確認申請等で令和3年12月頃になるというふうに大きく時間がかかると考えておまして、ご質問の契約額の約2割程度になっております予算額につきましては、実施設計や建築確認申請等の影響で年度内に出来高が発生する、つまり支払いが発生する工事の進捗の想定が難しい中、一定基礎工事等を含む敷地内の施設の建設に向けた地盤を整える造成等に係る工事の費用を予算計上したものとなっております。

年度間でかなりの差が生じますが、できる限り平準化に努めようと努力をしたものでございます。改めて、想定する2カ年の工事スケジュールにつきましては、令和3年度は実施設計と埋蔵文化財対応を含む土壌汚染対策や杭基礎工事など、土地の造成等に係る工事を行い、令和4年度に入り本格的に建設工事や設備工事などを実施し、令和5年1月頃には試運転を行い、令和5年4月から本格稼働というスケジュールを計画したものとなっております。また、開会日にて契約のご承認をいただきましたので、令和5年4月の稼働に向けまして、できる限り速やかに保健所等の関係機関に対して建設に係る手続等の確認を行い、その後、その指示や指導を適切に対応することで安心・安全に施設を建設してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 令和3年度は、主に実施設計であつたり、土壌汚染もちょっと言われていますので、その辺の対策とか、地盤造成工事に主に発生するであろう経費を見込んで立てているということで大体分かりました。令和4年度に建設なんですけど、一応、衛管が想定しているこの期間の中で完成するというふうに思っておいてよいのかどうか教えてください。

令和5年1月から試用運転ということなので、クリーンパーク折居の方とか、あとリサイクルセンターなども、大体試用運転というのがありまして、その後本格稼働というふうに移っていますので、これについても、その辺の見通しとしては令和5年1月が試用運転で、その後、4月から本格稼働というふうに見通しを持っていていいのか、その辺りを教えてください。

○坂本優子委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 先ほど申しましたとおり、開会日の方で承認いただきまして、これから業者等、工程等につきましても密に協議しながら進めていこうとは思っていますけども、今のところ想定している中身でスケジュールとしては進めるようにできるというふうには考えております。今後また正直言いまして何が起きるかは分からない中ではございますが、この辺は計画どおり進めたいなというふうに、先ほど申しましたけど、思っているところであります。

令和5年1月の試運転につきましても、計画であれば、その頃には試運転を開始することができ、その後、その施設が問題なく稼働していれば、令和5年4月から本格的に中継を稼働することができるというふうに考えているところであります。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

その次なんですけど、クリーン21長谷山の長寿命化の関係で少し廃棄物処理委員会とかでも質問させてもらったんですけども、今後ごみ搬入量というのは人口が減ってきたり、またリサイクル、3Rの推進などで減少してくるというふうに私は思っていますが、基幹的設備改良工事を行うということになれば、目標年数とか、設備、機器の劣化予測結果だけでなく、ごみ処理基本計画といった上位計画、ごみ減量化計画なども考慮して行うということが言われておりますけれども、その辺は衛管としてはごみの収集量とか、そういった辺りはどのように見込んでこの工事を進めるに当たって、どんなふうなお考えなのか教えてください。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 現ごみ処理基本計画の数値を今回考慮させていただいて検討はさせていただいております。現ごみ処理基本計画は、計画期間を10年間、令和元年度から令和10年度としまして、平成29年度と比較して5年後の令和5年度に、ごみ総排出量1.7%減を数値目標しているということでございます。同計画のごみ処理施設、クリーン21長谷山に搬入される計画上の令和5年度の推計量は約5万5,000トンを見込んでおりまして、5万5,000トンとなりますと、現有施設と同等規模、約200トン以上の処理能力が必要になってまいりますので、ごみ減量化を見込んでもお基幹的設備改良工事を実施する方が、現段階では費用対効果が大きいということを確認させていただいて、現計画を立てさせていただいております。

以上です。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 クリーン21長谷山も2炉体制ですし、それからクリーンパーク折居も処理能力はもうちょっと少ないですけど、2炉体制ということですから

の間されているんですけど、今後、クリーン21長谷山の方も200トン以上の処理能力が必要ということで、2炉体制はやっぱり維持しなければいけないという、そういうお考えなんですか。いろんなオーバーホールとかの場合に1炉止めて、その間、処理しなければいけないと、いろんな事情があるかと思うんですが、やっぱり今後のごみの減少を考えたときに、焼却炉の体制も、1炉ではなかなか難しいということなのかどうか、ちょっとその辺のお考えだけ教えてください。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 数値目標としましては、令和5年度で数値目標を立てていますので、その時点で約200トン規模ということで、計画期間は10年間見込んでおまして、10年後もあくまでも現計画上ですけれども、190トン以上の要処理量が必要になってくると。推計上そうなっていますので、その時点の排出量から言いますと、両工場とも2炉運転の体制を継続する必要があると考えております。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 分かりました。続きまして、ちょっと質問します。

先ほど、午前中のときにも質問したんですが、事業系一般廃棄物の搬入が今後土曜日の受入れも行うということが提案されているんですけども、午前中のときに質問して、クリーン21長谷山は24人の正規職員の体制でされているということなんですが、この事業系の受入れについてはどういうふうな仕組みでされているのか、現状で結構ですので教えてください。

それから、不適正搬入というのは、今どのくらいあるのか、教えてほしいと思います。

それと不適正搬入が土曜日を受け入れることによって減少するというふうに見込んでいるのか、その辺りももう少し教えてください。

○坂本優子委員長 クリーン21長谷山川戸所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 まず、1つ目の現在の受入れの体制というところでございますけれども、基本的には管理係という係の中で、受入れ、計量受付であるとか指導の方を行っておまして、管理係全体でそれだけの業務をしているわけではないので、ここで何人ということではないんですけど、担当的には2名程度でそれを行っているという形になっております。不適正搬入がどのくらいあるのかというご質問なんですけども、具体的にどの程度というような数値の把握自体はできてはいないんですけども、抜き打ちでさせていただいている展開検査、こちらにおいてプラスチック類の産業廃棄物が多量に混入しているという例が多く見られておまして、これは一例ではございますけども、プラスチックのみの袋が大量に混入して、全体のごみの中の3分の1ぐらいがプラスチックば

かりだというような事例も見受けられております。

また、焼却灰の中から燃え残った大型の金属類が出てくるといふこともありまして、それが1つ数十キロもある金属の部品であるとか、あとタイヤのホイールなんかも見られているような状態で、実際にこちらの方については灰のコンベアを直接的に損傷させる原因になっております。

あと、土曜日受入れを行えば不適正搬入が減少するのかというところなんですけども、来年度からそういう不適正搬入の防止のために、そういう展開検査の増加であるとか、先ほど言いましたように、収集業者とか排出業者さんの方に啓発、指導を強化したいというふうに考えております。そういった指導の強化という中で、土曜日搬入ができる条件に不適正な搬入がないことというのを入れることで、一定の土曜日搬入が不適正搬入の抑止力となることで、結果的に不適正搬入が減少するということを期待しているものであります。

以上です。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 受入れ体制は管理係というところで2名で今されているということなんですが、土曜日を受け入れることになれば、この辺の体制はもう少し変わるというふうに見ていいのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。今のお話やと、議員研修するに当たっての資料の中で詳しく写真も載っていて、本来産業廃棄物として出すべきものが事業系ごみの中に入っているという現状も分かりやすく載っていましたので、その辺、やっぱり炉の故障につながるような不適正搬入というのを本当になくしていかないといけないなというふうに思いますので、その辺りはぜひ努力していただけたらというふうに思っています。体制だけちょっと教えてください。

○坂本優子委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど申し上げましたとおり、受付については2名程度ということで現在配置させていただいております。土曜日を開庁するということですので、それに合わせた体制を十分整えて実施してまいりたいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 1点ちょっと確認になるかと思いますが、事業系ごみの受入れというのは、クリーン21長谷山だけなんですか。クリーンパーク折居の方ではもうそういうことは受け入れてないということかどうか教えてください。

○坂本優子委員長 クリーン21長谷山川戸所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 事業系のごみの受入れは、可燃ごみについて

はクリーン21長谷山だけというふうになっております。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 分かりました。最後なんです、環境啓発活動について、1点、教えていただきたいと思います。

今現在コロナ禍ということもありまして、施設見学、クリーンパーク折居だけになっているかと思えます。今後この管理棟が向こうに移ったら、そこと通路でつながって、もっと施設見学を受け入れるようにというようなことを考えておられるようなんですが、プラスチック製容器包装の回収、選別とかペットボトルの分別といった施設は長谷山にあるんですよね。私も議員になる前にも見にいったり、それから、なつてから見せてもらってやっぱりすごく衝撃を受けました。手作業でプラスチック製容器包装の分別をされて、しかもその中でやってはるのが障害のある方も携わっておられるということで、本当にあれを見ると、きちんと家で洗って出さないといけないなという本当に一番大事なところ辺を教えられるすごくいい施設なんですね。見学できれば、非常に住民の人たちの意識が変わると思うんですけども、今はコロナ禍なので、クリーンパーク折居だけなんですけど、今後、コロナが収まってきて、また長谷山の方のリサイクルセンターとか、その辺りも見学できるようになるのかどうか、ちょっとその辺りの見通しを教えてくださいましたらと思います。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 委員ご指摘のとおり、現在、コロナ禍ということで、クリーンパーク折居の自由見学のみとなっておりますけども、当然、落ち着いてくるなりしますと、クリーン21長谷山も、リサイクルセンター長谷山も、エコ・ポート長谷山も見学を再開したいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 じゃあ、今後も収まってくれば、また再開ということで、例えば、ちょっと距離的には離れているので、1回で見に行く人たち、見学される方が全て回るかどうか分かりませんが、団体さんとか個人さんの要望に応じて対応されるというそういうふうなのでいいんですかね。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 当然、申込み、要望にぜひ応えていきたいというふうに考えております。それとクリーンパーク折居の方が環境学習の拠点ということで、この間、ご説明をさせていただいておりますけれども、今、1つ考えておるのは、クリーンパーク折居を施設見学していただいても、なお適正な分別であるとか啓発活動も行えるような何かそういうふうなことを考えていきたいなというふうに

考えておりました、前回お配りました今後の環境啓発活動の方向性の中の12ページの方にもお示しをさせていただいたんですけども、クリーンパーク折居の見学ルート内にプラスチック製容器包装や、ペットボトルの分別も見学できるパネルであるとか、映像であるとか、さらには実機、実物の解説を加えるなどをしまして、やっぱりキャップを取らなくてはいけない、ラベルを剥がさなくてはいけないという、そういう気づきとか行動につなげていけるような、何か工夫をしていきたいなというふうに考えておまして、この間、先進地視察に行ったときに、もう実際に焼却工場内に大きいモニターを設置されて、手選別されている作業をリアルタイムで映されまして、焼却工場を見つつ、分別の大切さというのも啓発されている団体も確認しておりますので、引き続きこのようなご意見、要望をいただきまして、次年度の基本実施設計の中に参考として加えていきたいなというふうに考えております。

○坂本優子委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 私もやっぱり映像の持つ力ってすごく大きいので、両方行くのはなかなか大変だけど、クリーンパーク折居に行けば、映像でリサイクルセンターとか長谷山のそういうのも見られるということは非常に大事なと思うので、ぜひその方向で取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。
相原委員。

○相原佳代子委員 2点聞かせてください。施設見学のところでなんですけれども、今現在、小学校など見学案内でボランティアの方、ボランティアスタッフさん、エコフレンズさんのいろいろとお世話になっているとお聞きしているところなんですけれども、近年、ちょっと人数が減ってきて職員さんが指導されているというふうに聞いていますが、それについての対応などはそのようにお考えでしょうか。それが1点。

そしてもう1つは、グリーンヒル三郷山の件なんですけれども、予算の概要のところ、聞き漏らしていたらすみません、令和3年度の実施事業として、過剰浸出水の処理対策について抜本的な検討を行うというところに761万2,000円の予算額がついていますか、その内容についてお聞かせください。

○坂本優子委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 過剰浸出水処理対策検討業務といいまして、雨が埋立処分地に降ります。その雨が廃棄物層を浸透して、ごみ汚水が発生します。このごみ汚水を浸出水と呼びます。この浸出水を排水処理施設、埋立処分地については浸出水処理施設といいます。こちらの方で適正に処理をしておりますが、6月の梅雨入りから10月末までの台風シーズンの終了の間に集中豪雨が発生いたしまして、この集中豪雨により発生した大量の浸出水を過剰浸出水

といいます。この過剰浸出水は排水処理施設の貯留槽、流量調整槽の貯留能力をはるかに超える量となっております。この水につきましては、ポンプで埋立処分地へ一旦送水して、循環させながら処理をしております。今後、気候変動により降雨量、雨の量がさらに増加する恐れがありますので、来年度におきまして、降雨時期に発生した過剰浸出水の対策、抜本的な対策を検討する業務を予定しております。

以上でございます。

○坂本優子委員長 見学ボランティアさんの関係は。

栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 ボランティアスタッフさんの件でありますけれども、ボランティアさんにつきましては、確かなかなか応募がないというところもございます。その中で、ガイドスタッフさん、小学校の方々の案内については、ボランティアのガイドスタッフさんの方をお願いをしております。近年ちょっと減少をしていたわけですが、今年度、募集、広報紙、エコネット城南含めて募集した結果、トータルで8名のガイドスタッフさんが今常駐をしているというところですので、小学校の見学については十分対応可能かなというように考えているところです。今後も引き続きガイドスタッフさんの募集等、ちょっと創意工夫しながら確保していきたいというように考えております。

○坂本優子委員長 相原委員。

○相原佳代子委員 過剰浸出水の方なんですけれども、内容については大体分かったんですけども、内容というか、経過についてはね。ですので、どういうふうなことをされるかということがちょっとお聞きしたかったのが1点。そして、今のスタッフさんが8名ということによかったなと思うんですけど、これは全くの本当のボランティアさんなんですね。有給じゃなくて、交通費とかそういうことではないのかなというのがあって。なぜ、こういう質問をさせていただいたかといいますと、環境まつり、去年はちょっとできなかったですけど、昨年、一昨年前になるんですけど、長谷山で環境まつりをされたときに、やはりあのときにいろんなどこからバスを出されて、たくさんの方が来られたと思うんですね。やっぱり今、環境に対しても、地域にいらっしゃる私どもも、子育て終わられたような方々が何かお役に立てることないやろうかと、本当に関心高くて、そして来られた方からもそういうふうなことを、何か自分たちでできるようなことがあればということでおっしゃっていただきましたので、ぜひそういう方とうまいこと、今回のそういうボランティアスタッフさんというのが結びつけばいいなというふうに思いましたので、言わせていただきました。また、そういったこれからまたそういうスタッフの募集などもまた引き続きやっていただきたいと思います。

ちょっと先ほどのことだけ教えてください。

○坂本優子委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 対策の内容につきましては、現状想定される体策につきましては、降雨時期に発生する過剰浸出水が大量に発生しますので、浸出水処理能力の増設、あるいは貯留槽、水を貯める設備の増設を行う。あるいは雨水排除工といたしまして、埋立処分地に雨水排水路を布設して雨水排水路に降った雨を外部へ流し出す、あるいは埋立てした部分にシートをかけるであるとか、あと大きなテントを布設するといったものが想定されますが、現状の維持管理、降雨量、処理量、施設の処理能力、それぞれ総合的に検討した上で、どれが一番の対策案となるのが今後の検討する課題であります。

○坂本優子委員長 相原委員。

○相原佳代子委員 分かりました。今回、こういうことをされるのが初めてなのか、いやいや、これまでもやってきたけれどもというのか、今回やはり近年の降雨量というのか、豪雨ということもありまして、初めてされるのか、そこら辺、ちょっと教えてください。

○坂本優子委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 これまでの対策といたしましては、先ほど申しましたように、集中豪雨により発生した過剰浸出水を一旦ポンプで埋立処分地に送水し、一時的に埋立処分地に水をため込みまして、それを排水処理施設にその日1日処理した分を戻しながら処理するというのを対策として行ってまいりましたが、先ほども言いましたように、今後さらに降雨量の増加が見込まれるので、抜本的な対策を検討するというに至りました。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 先ほど、相原委員さんからの質問で1点だけ説明をさせていただきたいんですが、ボランティアスタッフさん、無償ということでお聞きしたんですけれども、報償ということで、1日3,500円、半日の場合ですと1,750円ということで、お支払いさせていただいて活動していただいているということでございます。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

[歳入全款]

○坂本優子委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして歳入全款について、ご説明申し上げます。まず分担金及び負担金でございます。予算書8ページから9ページをご覧願います。

分担金及び負担金は3市3町からの市町分担金として、9ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金5億4,514万8,000円、ごみ分担金29億2,140万3,000円、合計34億6,655万1,000円を計上いたしております。

次に、概要書の16ページをご覧願います。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフでお示しをいたしておりますのが事業費、折れ線グラフでお示しをいたしておりますのが分担金の推移でございます。グラフのとおり、これまで建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増により、歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては、その負担の平準化に最大限努力してまいりました。令和3年度につきましても、これまでと同様に起債等の特定財源や発電収入等の分担金以外の財源確保に努めたものの、ごみ中継施設更新工事の開始や、クリーン21長谷山定期点検改修整備工事費の増等に伴う普通建設事業費の増加や、清掃手数料、資源化物売払収入及び廃棄物発電収入といった分担金以外の財源の経済的要因による減少等に伴い、分担金への負担要因が増加しましたことにより、市町分担金につきましては、前年度と比較しまして2億749万1,000円の増額となっております。なお、折れ線グラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台を超える規模で推移しておりましたが、近年については、おおむね30億円台の前半で推移しており、これまでの行財政改革の取組によりまして、累積効果が一定表れているものとなっております。

なお、構成市町分担金の状況につきましては、概要書の11ページに記載をいたしておりますので、ご覧おき願います。

続きまして、予算書の10ページ、使用料及び手数料をご覧願います。

使用料では、行政財産使用料として、鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料120万8,000円を、手数料では衛生手数料として4億5,569万9,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをご覧願います。

し尿処理手数料では、下水道の進捗により、し尿収集対象所帯は前年度比較5.9%減となる2,823世帯と見込んでおり、引き続き減少いたしております。また、浄化槽汚泥手数料につきましても、前年度量比較で1,255キログラム、5.8%の減少を見込んでおります。ごみ処理手数料につきましては、事業系可燃ごみ及び剪定枝の搬入量の減少に伴い、対前年度比較で1,262万7,000円、3.2%の減額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億5,690万7,000円で、対前年度比較、1,581万6,000円の減額となっております。

次に、予算書10ページ下段から11ページの財産収入をご覧願います。

まず、財産運用収入では財政調整基金及び転廃業助成基金の運用収入、合わせ

て18万4,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では資源化物の売払収入等合計5,910万8,000円を計上いたしております。資源化物等の売払い収入の明細につきましては、概要書13ページの下表をご覧ください。資源化物のアルミ、紙パック及びペットボトルの売却単価の下落等により、前年度比較で右下に記載しているとおり、2,455万1,000円の減額となっております。

続きまして、予算書11ページをご覧ください。

11ページ中段の繰入金でございますが、歳出面で転廃業助成金が3台分発生することから、転廃業助成基金から1億1,349万6,000円を繰入れすることとして、予算を計上いたしております。

続きまして、諸収入でございますが、予算書では11ページ下段から12ページ、概要書では14ページに記載しておりますが、概要書をご覧ください。

内訳といたしまして、組合預金利子として、歳計現金等の運用利子5万3,000円を計上し、雑入として、クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入やエコ・ポート長谷山の工房教室参加料など、2億4,224万2,000円を計上いたしております。クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居において発電電力量が減少したことに加え、余剰電力売却単価が下落したことにより、諸収入の総額で、前年度比較5,696万8,000円減額の2億4,229万5,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、予算書では12ページの中段、概要書では15ページに記載しておりますが、概要書をご覧ください。

令和3年度は、ごみ中継施設更新事業に充当する財源として2億8,980万円の借入れを予算計上いたしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書の39ページ、40ページに債務負担行為に関する調書、41ページに組合債の現在高見込額に関する調書、42ページには令和3年度市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご覧おき願います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂本優子委員長 これより歳入全款の審査に入ります。

質疑はございませんか。

佐々木委員。

○佐々木真由美委員 よろしく願いいたします。私の方からは諸収入の中の財産売払収入についてお尋ねいたします。

予算書11ページで、あと概要書は13ページになります。

かなり資源化物の先ほどご説明にもありましたように、売却単価の下落というのがすごく大きくて、全体的には前年の70%、3割ほど売上が落ちていきます。中でも紙パックとか見ますと、昨年は1トン当たり1万8,000円が3,000円に落ちている、もう6分の1の値段になっているわけなんですね。ペットボトルにしても、前年比に比べると46%、4万9,500円だった分が2万2,95

0円になっていると。これはこれほど変動が大きいものなのかということと、その下落の原因、それからこれからの見通しなどをちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 私の方からは紙パックなり、アルミ関係、こういったところなんですけれども、経済的要因も大きいかなというところがございますので、はっきりとしたことは言いづらい部分がございますけれども、業者さんなんか聞く一般的な要因としては、やはり中国の環境政策の影響であるとか、そういったところを1つの理由で輸入制限されているというようなところが推測されるのではないかなというように聞かせていただいておりますので、そういったところの要因ではないのかなと思います。今後の状況につきましても、そういう経済的な状況がございますので、すぐにどうこうなるかというのはちょっと定かではないところではあるんですけども、アルミ缶にしましても、紙パックにしましても、半期に1回、入札というような形なり、見積り合わせといったところで各業者さんに競争していただいて、金額の方を入れていただいて決めておりますので、入札時においては最も高いところと契約するというような形の努力はしておりますので、そういったところで少しでも高く収入というような形につなげていければなというふうに考えております。

○坂本優子委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 私の方からペットボトルの原因について、説明をさせていただきます。ペットボトルにつきましては、当組合の場合、処理した後、容器包装リサイクル協会の方に引き渡しております、協会で引き取ったペットボトルは国内の工場でリサイクルをされております。国内のペットボトルや衣服等のリサイクルされたペットボトルリサイクル原料を利用して、再商品化、製品を製造する事業者さんなんですけれども、この事業者さんは基本ペットボトルのバージンの原料よりも、ペットボトルのリサイクル原料の割合を高めて、最終的にはリサイクル原料100%を目指して今現在取り組んでおられるということで、令和2年度の上期なんですけれども、まだコロナ禍の影響のない時期はリサイクル原料が高値で取引されておまして、その当時は売却単価も上昇していたということで、通常4月の契約のときに、その前年度の2月に入札をされるんですけども、容器包装リサイクル協会の方です。ですので、まだコロナ禍の前に入札されまして、今年度の上期の売却単価がトン当たり5万8,000円、あったんですね。ところが世界的なコロナ禍の影響で再商品化製品を製造する事業者さんが工場停止とか、そういうふうな原因がございまして、下期、10月以降なんですけれども、8月に入札になりますので、今回の下期の方は、トン当たり2万5,500円ということで、ペットボトルについては、コロナ禍の影響で下落をしているというものでございまして、今後の見込みにつきましては、容リ協会の方に確認をさせていただいたんですが、現段階ではコロナ禍が落ち着かないと何とも言えないということ

で、そういう回答をいただいております。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 分かりました。経済的な要素とか、その社会の状況ともう密接にこのリサイクルというのは関係してくるんだなと。結局そのリサイクルをすると廃業になると、だぶついてくるわけですね。だぶつくと、値段をたたかれるということで、分かりました。これがすごく大きい量になると、非常に響いてくるように思います。

それと同じように、廃棄物発電収入の減少の方についても引き続きお伺いいたします。これは前年度の8割の減少ということで5,851万円の減少になっているんですけども、クリーン21長谷山の方は25.8%の減ということで、理由をお伺いすると、4年に一度のタービン検査があったために休止されている期間があったというので、その原因は分かりました。クリーンパーク折居の方も8.5%ほどで893万円の減なのですが、これはやっぱり買取り料といいますか、売却の値段が下落した。これはどれぐらいの下落となって、これももうこれからの見通しというのは、もうこれはこれで定着するか、落ち続けていくか、どういう動きになっていくんでしょうか。

○坂本優子委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 クリーンパーク折居の発電収入の減少についてご説明させていただきますが、収入の減収につきましては、1つは発電電力量の減少というのがありまして、これは原料になるごみの持つエネルギーが低くなったことであるとか、燃焼管理に必要な灯油の使用量が減ったことなどが想定されますが、これにつきましては非常に軽微なものでございまして、比較しますと、前年度比で6万1,776キロワットアワーになります。委員ご指摘の売却単価の下落についてなんですけれども、これは業者見積りにおける売電単価が下がったことによります。業者見積りにおける売電単価が下がった理由につきましては、使用単価が下がっていることが原因ではないかと推測されておまして、実際発電事業者と電気の小売り事業者が取引する日本卸電力取引所における売電単価につきましては、夏から春にかけての平均値で、昨年度、1キロワットアワー当たり約7.5円から、今年度約5.2円に下がっています。やはりコロナの影響があると思うんですけども、そういったことも含めて単価の方が近々ではやはり乱高下しているというのもありまして、そういった見通しがしにくいところというのも下落につながっているのではないかと推測されます。

以上です。

○坂本優子委員長 佐々木委員。

○佐々木真由美委員 やはり相手が値段を決めるものというのはなかなかこちらでどうのこうのというのは難しいんですけども、だからクリーンパーク折居、ク

リーン21でも最初、議員になってすぐに見学に行かせていただいたときに、年間2億ほど電気を売っているというのを、すごいなという思いで感じたことがありますので、その電力量の減少というのは休止期間、仕方がないのものとして、ごみの使用量、焼却量が減るから、そのエネルギーをつくる力が減っていくというのは、これはでも喜ばしいことですよね。ごみの減量によるというのもその原因の1つということは、決して悪いことだという受け止めだけではなくて、これからもそういうことが、ごみがどんどん減少していったら、電力をつくるものものが減っていくから、ある一定仕方がないのかなということという捉え方でいいんでしょうか。

○坂本優子委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 委員ご指摘のとおり、いいことだと思います。結局ごみの発熱量が低いというのは、ごみの中に含まれるプラスチックの量が少ないということも大きな要因になっておりますので、そういったものが減っているということが大きな要因でありますので、カロリーが低くなるということは、ある意味よいことではないかなと私も思っております。

以上です。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。

宇佐美副委員長。

○宇佐美まり副委員長 このコロナ禍の中で、各市町での税収の減少や感染症対策、地域経済回復に向けた経費の増加が見込まれるなどを考慮しながら、大型事業を停滞させることなく、市町分担金の負担軽減に努めていただけていることにはとても感謝しております。ちょっと重なった質問になるかもしれないので申し訳ないんですけど、当初予算案の概要についての質問なんですけれども、3ページの表2にある各工場の運営経費等の状況のごみ焼却費は、令和2年度の13億9,891万4,000円と比べて、令和3年度は16億1,896万9,000円と増えていると思います。しかし、23ページにあるごみの搬入実績等推計においては、可燃ごみは令和2年度の7万7,709トンより、令和3年度の7万6,196トンの方が少なく推計されていると思います。可燃ごみの焼却費は増えているのに搬入量が低く推計されていると思うんです。可燃ごみは減ると推計されているのに焼却予算が増えているのはなぜかということと、あと11ページにあります市町分担金の状況では、各市町とも増えていることもあるんですけども、これらの要因についてのご説明をお願いしたいんです。分別が進んでごみは減っているというはずなのに、分担金が令和2年に比べて増えていると思うんですけども、分担金が増えるということは、ごみが増えるという見通しでこの予算を立てておられるのかなという、どのような見解かお尋ねしたいと思います。

以上です。

○坂本優子委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ごみの量と処理費といいますが、維持管理に係る経費というものの考え方になるかと思うんですけども、確かにごみが減量、1トン減るのに、量にもよりますが、減少によってやはり経費が一定下がるというものもございませう。維持管理に係る経費のうちにも、そういう量に応じて減るものというのが薬品代であるとか、燃料費、または電気代、こういったものはそういった形でごみの減量によって一定経費は下がるということになると思います。一方、施設の維持運営に要する経費、こちらの方は、建設すれば一定額で固定される、要はごみが減ってもあまり変わらないというものもございませう。そちらの方が施設の修繕なり、あとはオーバーホール経費、こういったもの、あとは人件費、保守委託、こういったものについてはやはり建設された段階で一定その設備に対して必要というところになってきますので、ごみの減量によって経費が下がるというものではないというものもございませう。そういったこともございませうので、どうしてもごみが減ったからといって、全体が下がるというものではないというところになるかなというふうに思います。

今年度でいきますと、今見ていただきました各工場の運営経費の状況でいきますごみ焼却費、ここがまさにそのとおりで、クリーン21長谷山であれば1億8,000万円ほど増えております。こちらの方がほぼ増えていきますのが工事請負費、オーバーホール経費の方が1億5,000万円程度増えていたと思いますので、こちらの経費はどうしましても、ごみが減ったとしても必要な経費と、やっぱり稼働から15年程度かかってきておりますので、一定老朽化も進行している中で、オーバーホールしていく箇所も増えておりますので、そういったところから増加しているというような形になっております。そういった経費が増えているというのが1つかなと思います。

また、沢中継場、今年度でいきますと、沢中継場の建設経費、こちらの方が約3億6,000万ほど増えております。こちらの方、事業費に対して一定起債、組合債の方を発行させていただいて、分担金への軽減、こちらの方はさせていただいておりますが、それでもやはり3億6,000万程度の工事に対して約1億円程度は、分担金としては必要という形になってきますので、こちらの方は前年度から比べると、やはり増えているというような形になってまいります。

また、先ほど電力のところでもございましたが、歳入の方、分担金の性質上、必要な経費に対しまして当組合の自主財源、そちらの収入を引いた残りを分担金としていただくというような形で計算させていただいておりますので、令和3年度であれば、発電収入の減なり、財産収入の減、こちらの方を足していただきますと、約1億円近くが減収となっておりますので、当然その減収の方をカバーするために、分担金としては増という形になってまいります。そういったいろんな要素がございまして、一定の維持管理上のところで、やはり工場の中で精査していただいて、減らしていただいているところは減らしていただいているんですけども、それ以外の増加要因なり、歳入の減、こういったものもございまして、差し引きしますと、分担金としては2億ほど増えるというような形になっております。

○坂本優子委員長 宇佐美副委員長。

○宇佐美まり副委員長 よく分かりました。ありがとうございました。

○坂本優子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂本優子委員長 ないようですので、以上で歳入全款の審査を終結いたします。
以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○坂本優子委員長 これより総括質問を行います。

質問はございませんか。

岩田委員。

○岩田芳一委員 総括質問ですけど、物件費と併せて、先ほど説明ありました普通建設事業費について、今後適切にごみ処理体制を継続していく上で様々な事業を進めていく必要があるのは理解できるところであります。改めて確認となるんですけど、ごみ中継施設更新工事及び新庁舎建設工事の必要性について、お伺いしたいと思います。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 まず、ごみ中継施設の更新工事でございますけれども、現在のこの中継施設、昭和53年に建設したものでございまして、かなりの老朽化が進んでおります。それとプラ、不燃のごみも一緒に処理できるようにという八幡市さんのリクエストというか、要望もございまして、昨年度、調査をいたしました結果、プラ、不燃も一緒に新しい施設を造る方が経済的に合理的だということをいただきましたので、ごみ中継施設の更新工事をこの時期に進めさせていただきたいというふうに考えております。

新庁舎の建設工事につきましては、この建物ですけれども、昭和57年の建設ということで、これも同じように老朽化が進んでおりますし、特に今日も議題になりましたけれども、災害に対して、大きな地震が起こったときに、直ちにここにいる者の命の危険ということはないんですけれども、大きな地震が起こった場合にはこの建物はもうその後使えないであろうということが計算上出ておまして、そのときにはこの本庁の機能が失われてしまうということがあります。また、この場所は水につきやすいということもあって、もしものときには、この本庁の機能がなくなるのではないかとということが懸念されておりますので、そういったことから、移転が必要だという検討をしておりました。

そして、もう1つの要素としましては、この城南衛生管理組合ができましたと

きに、最初はそのし尿の収集をみんなでやっという組合でスタートしましたけれども、今はもはやし尿の方からごみの焼却ですとか、リサイクルの方が中心になってきておりますので、その主要な工場のある近くに本庁がある方が危機管理の面からも、効率性の面からもいいだろうということで、折居の清掃工場の横に本庁を移転してはどうかというようなことを考えた次第でございます。

また、今日もございましたけども、この城南衛生管理組合の役割としまして、今後は環境学習ということも含めて幅広く啓発をしていく必要もあるだろうということで、本庁に啓発機能を持たせたいということで、新庁舎の建設工事を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○坂本優子委員長 岩田委員。

○岩田芳一委員 ありがとうございます。今後発生する大規模な工事としては、ごみ中継施設更新工事、また新庁舎建設工事、長谷山の長寿命化工事というような理解でよろしいでしょうか。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 大きな意味ではその3つでございますけれども、少し細かく3つ目の長谷山の関係で言いますと、今現在、中間まとめとしてご報告をさせていただきましたけれども、今検討しておりますのが、長谷山の長寿命化工事と併せて奥山の処分地の水処理の施設をどうするかというのもございます。そういう意味ですと、最初の中継施設については約22億円、新庁舎の建設工事については約7億円、長谷山の長寿命化工事をした場合に新しい施設の建設に53億円、奥山の排水処理については約20億円だったと思いますけれども、というような数字が上がっておりまして、現在のところその4つが大きなところかなと思っております。

○坂本優子委員長 岩田委員。

○岩田芳一委員 それらが実施されることに伴って、市町の分担金に大きく跳ね返ってくるのが想定されるわけですが、今後10年スパンで見たときに分担金額のピークはどの辺りに来るのかという予想というか、考えでしょうか。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 お手元の概要資料の16ページ、17ページをご覧くださいんですけども、分担金の今後のピークでございますけれども、17ページの方の資料を見ていただきますと、棒グラフが元利償還の額、毎年返すお金ですね。折れ線の方が現在高、公債費の現在高ということですが、この表を見ますと、公債費の現在高、ずっと右肩下がりで下がっておりますけれども、この表はごみの中継施設の建設費と新庁舎の建設費までしか計算に入れておりま

せん。これ以外に、今言いました53億円の長谷山の工事、20億円の奥山の水の工事というのがこれに加わってくることが想定されます。そうなりますと、大体令和10年ぐらいがピークになってくるのかなというふうに考えております。

○坂本優子委員長 岩田委員。

○岩田芳一委員 最後なんですけれども、10年以上経過してくると、別の施設の改修工事などが必要になってきて、分担金としては高いラインでの推移が予想されるわけでございますけれども、あるいは令和10年辺りからは大きな工事等は落ち着き、分担金は下がってくると想定されるのかお聞きして質問を終わります。

○坂本優子委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 先ほどの16ページの資料では、平成20年度以降の分担金の額を記載させていただいておりますけれども、実はかつてその分担金が多かったとき、平成11年ですとか平成16年辺りは大体47億円台の分担金を頂いておりました。この間、行財政改革も相まって、30億円台で推移をしてきておりますけれども、今申しましたように、令和11年ぐらいにまた40億円近く、あるいは少し超えるぐらいにいくのではないかなというふうに考えておりますけれども、その後はほかの要因がなければ、若干下がっていくのかなというふうに考えております。

○坂本優子委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂本優子委員長 ほかに質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討 論]

○坂本優子委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

若山委員。

○若山憲子委員 すいません、1点だけ。今年度の予算については賛成をさせていただきます。ただ、先ほども岩田委員の方から財政の見通しのことでご質問があったわけなんですけれど、いわゆる奥山埋立処理地の排水処理施設の工事なんですけれど、これについては当然奥山ということで城陽市の方に立地をしているということなんですけれど、そこでいうと、廃棄物処理委員会で十分説明をいただいているので分かっているんですけど、スケジュールも含めていただけて

いるんですけれど、どの案を取っても、処理の安全化やゲリラ豪雨対策としては調整池の増設ということが1件入っているわけですね。それで言うと、調整池の増設については、住民の安心・安全という立場からいうと、ぜひ財政の見通しも示していただいている予算ですので、そのことには不足はないんですけれども、ぜひ城陽市から来ている委員としては、調整池の増設、一日も早い増設の要望だけしておきたいと思います。

以上です。

○坂本優子委員長 若山委員、今のは。

○若山憲子委員 賛成です。ただ、要望だけです。

○坂本優子委員長 討論はほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂本優子委員長 ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採 決]

○坂本優子委員長 これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂本優子委員長 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

また、ほかに不適切な発言等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

予算の審議につきましては、全て終了させていただいたところですが、予算委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は委員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におきまして、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、ここに改めてお礼を申し上げます。また、併せて宇佐美副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上をもちまして、予算委員会を終了とさせていただきます。

今日はご苦労さまでございました。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございま

すので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○松村淳子管理者 予算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

坂本委員長、宇佐美副委員長をはじめ、委員各位におかれましてはご熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。そして、ただ今ご可決を賜り、厚くお礼の方を申し上げます。

本日の審査を通じて委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に、適正な予算執行に一層努め、住民感覚に沿った組合運営に全力を傾注いたしてまいる所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心・安全な工場運営に万全を期すとともに、引き続き構成市町との連携を強め、管内の生活環境の保全と循環型社会の構築に向けた組合の使命をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましても、今後とも当組合の行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。また、ご臨席を賜りました松峯議長、小北副議長に厚く御礼申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○坂本優子委員長 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時33分閉会

提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。